



第2期富田林市地域福祉計画

(平成24年度～平成28年度)



だれもが自分らしく安心して暮らせる
福祉のまち・富田林

～ 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり ～

平成24年3月
富田林市

はじめに

今日、人々の暮らし方や価値観が多様化し、地域での住民同士のつながりや地域への帰属意識が希薄になる中、住民同士が互いに支え合い、助け合うという「互助」の精神が、一層大切になってきております。



特に、昨年3月に発生しました東日本大震災を契機に、人と人のつながり、「絆」の大切さが再認識されております。

いざという時に地域が一つにまとまり、互いに助け合うためには、普段の生活における住民同士のつながりや、あいさつなど、日頃からの何気ない交流が大切です。そして、その地域でのつながりを如何に構築していくかが、これからの地域づくりを進めていくうえで非常に重要な鍵となります。

加えて、地域で何らかの支援を必要としている人を見落とすことなく、その人が必要とする支援へ如何に迅速につないでいくか、その仕組づくりが地域福祉にとって喫緊の課題であり、そのためには行政と社会福祉協議会など福祉の専門機関、地域で活動されている団体や住民相互の協働・連携が必要不可欠であります。

このような現状を踏まえ、この度、「だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林」の実現に向け、「第2期富田林市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民ならびに関係諸団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画委員会委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民並びに関係団体の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

富田林市長 多田 利喜

目次

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉計画の位置づけ	3
3 計画の策定体制	8
4 計画の期間	9
5 計画の公表	9
第2章 第1期計画の検証・課題	10
1 ふれあい・支えあいのコミュニティづくり	10
2 地域住民による安全・安心のまちづくり	11
3 地域社会での自立生活を支える環境づくり	11
4 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり	12
5 地域福祉活動団体等を支える体制づくり	13
6 安心してサービスを利用できる仕組みづくり	13
7 計画の実現に向けて	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 まちづくりの理念と将来像	15
2 計画の基本理念	16
3 計画の基本視点	17
4 第2期計画の重点課題と方向性	19
5 計画の基本目標	20
6 計画の施策体系	22
7 地域福祉における「担い手」の役割	23

第4章 重点プロジェクト…………… 27

- 1 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり
～ 人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト ～ …… 28
- 2 地域防災を切り口とした地域での担い手育成のしくみづくり
～ “互助”再生プロジェクト ～ …… 30
- 3 計画推進のためのフォローアップのしくみづくり
～ 地域福祉推進プロジェクト ～ …… 32

第5章 個別施策の展開…………… 34

- 基本目標A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう …… 34
- 基本目標B 一人ひとりの力を地域で生かそう …… 39
- 基本目標C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう …… 49
- 基本目標D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう …… 55
- 基本目標E 誰もがともに生活するまちをつくろう …… 60

参考資料

- 1 人口、世帯などの状況…………… 70
- 2 地域福祉活動団体等の状況…………… 79
- 3 富田林市地域福祉計画委員会 設置要綱…………… 86
- 4 富田林市地域福祉計画委員会 委員名簿…………… 88
- 5 策定経過…………… 89
- 6 アンケート調査票…………… 90

第1章

計画策定の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

少子高齢化が進み、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、福祉を取り巻く環境も大きく変わってきています。介護保険制度に象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになり、さらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められています。

このような中で、国においては、平成12年に社会福祉法を定め「地域福祉の推進」の方策として「市町村地域福祉計画」の策定を進めてきました。

本市でも、平成19年に第1期の地域福祉計画を策定し、これまで地域の福祉コミュニティづくりに取り組んできたところです。

しかし現状は、本格的な高齢社会の到来に加え深刻な経済状況が続く中、認知症高齢者の増加、ホームレス、DV、児童虐待、ひきこもり、自死、孤独死など新たな社会問題が多く発生する状況となっています。

(2) 地域福祉に求められていること

近年までの「福祉」は障がい者、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は、従来の課題に加え、誰にとっても必要なこととしての福祉へと広がりをみせています。

地域福祉とは、地域におけるさまざまな問題に対して、地域の住民一人ひとりが主役となって、そのひとらしく生きることでできる住みよいまちづくりを地域の実情に応じて計画的に進める活動です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」、「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

さらに、さまざまな活動をしている市民団体や地域組織、福祉関係者など専門職、企業などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、行政とともに、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

2 地域福祉計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の法的な位置づけ ●●●●●●●●●●●●●●●●

社会福祉基礎構造改革として、平成12年に成立した社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めています。

社会福祉法・地域福祉計画関連条文

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めています。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法109条において社会福祉活動の推進役とされる社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するためのしくみづくりについて定めた行動計画です。

(2) 国における地域福祉に求められる方向性 ●●●●●●●●●●

要援護者の支援方策について市町村福祉計画に盛り込む事項
(平成19年8月・厚生労働省通知)

ア 要援護者の把握に関する事項

- 市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日ごろから把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する

イ 要援護者情報の共有に関する事項

- 関係機関間の情報共有方法
- 情報の更新

ウ 要援護者の支援に関する事項

- 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
- 緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり

これからの地域福祉のあり方に関する研究会(平成20年3月)

ア 地域における多様な福祉課題

- 軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤独死等身近でなければ早期発見が困難な問題など
- 地域生活に移行する障がい者を支えるしくみが必要

イ 地域で求められていること

- 子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分には果たしていない状況
- 次世代を育む場として地域社会の再生が必要

ウ 地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 地域の生活課題の発見方策
- 地域福祉活動の担い手や拠点
- 災害時要援護者への支援 など

(3) 大阪府における地域福祉に求められる方向性 ●●●●●●●●

～第2期大阪府地域福祉支援計画（平成21年3月）～

地域福祉のセーフティネットの構築

- ア 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取り組み支援
 - 地域福祉計画へのCSW等地域福祉のコーディネーターを位置づけ
 - 「サービス圏域」の専門機関に地域福祉のコーディネーターを配置
 - CSW等地域福祉のコーディネーターが有効に機能するしくみづくり
- イ 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
 - 民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載
 - 民生委員・児童委員協議会への外部理事等の選任
- ウ 地域の要援護者を把握し、支援するための取り組みの促進
 - 情報共有の手法の確立
 - 災害時要援護者に関する情報の共有
 - 災害時の避難情報の伝達や安否確認等の支援を実施できる体制づくり
 - 「災害時要援護者支援プラン」の策定
 - 地域福祉計画への記載

地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

- ア 地域福祉を支えるこれからの担い手の確保
- イ 社会起業家の育成・支援
 - コネクター機関との連携による社会起業家の育成・支援
 - 地域福祉計画への位置づけ
- ウ 地域貢献を行う企業との連携の推進
- エ 福祉を支える専門人材の養成・確保

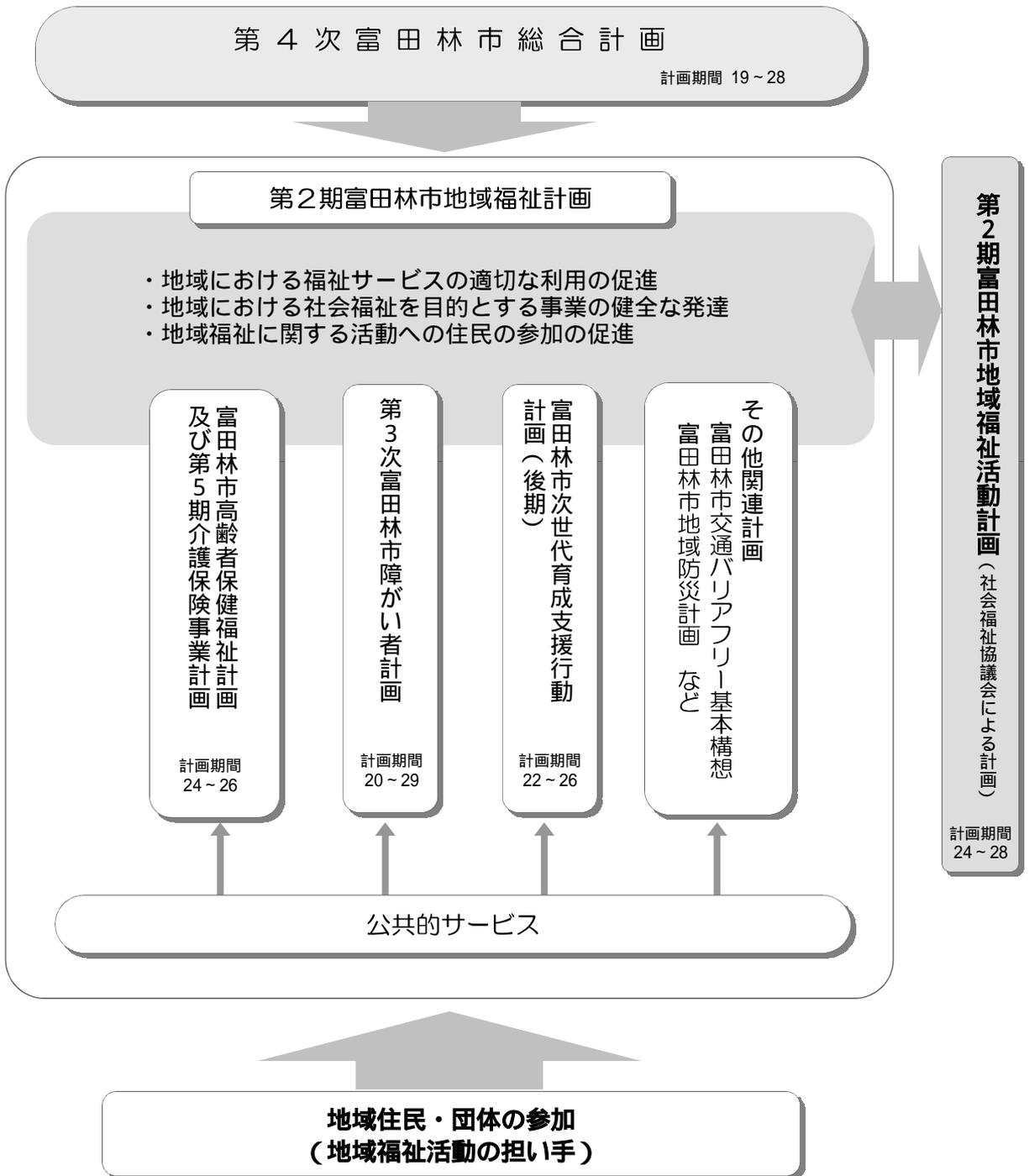
地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

- ア 社会福祉協議会に対する活動支援
- イ 大阪後見支援センター（あいあいねっと）の再構築
- ウ 福祉サービスの苦情解決体制への支援
- エ 福祉サービス第三者評価事業等の推進
- オ 福祉有償運送の推進

(4) 富田林市における地域福祉の位置づけ

第4次富田林市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

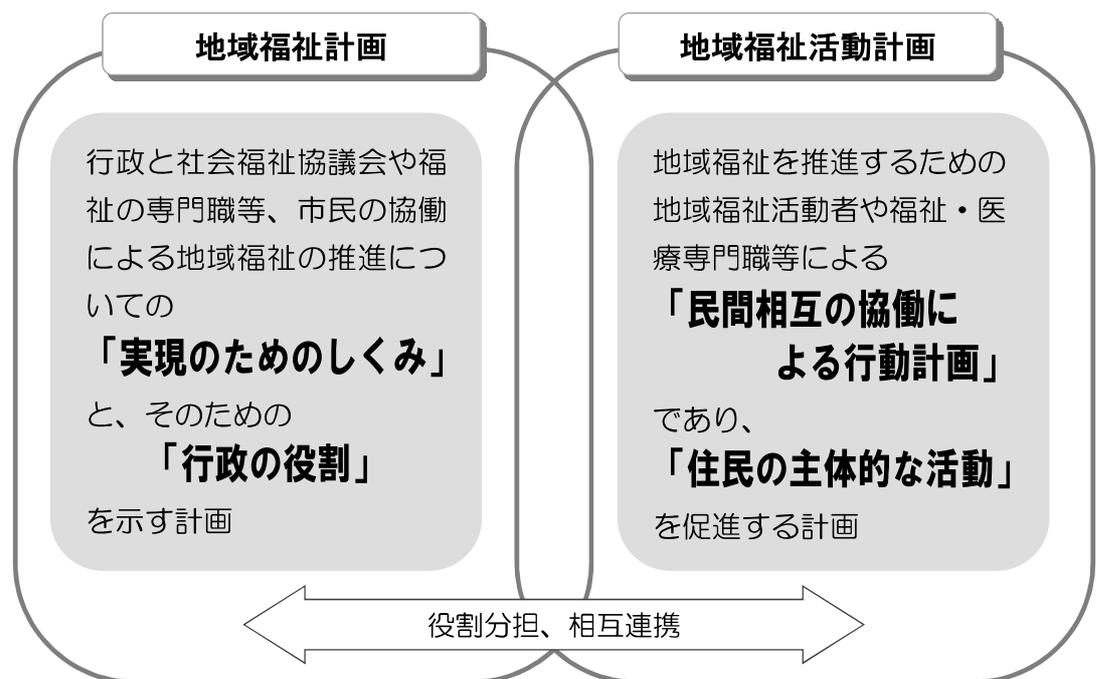
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画など、保健、福祉、教育に関わるさまざまな計画と整合を図りながら推進するものです。



(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

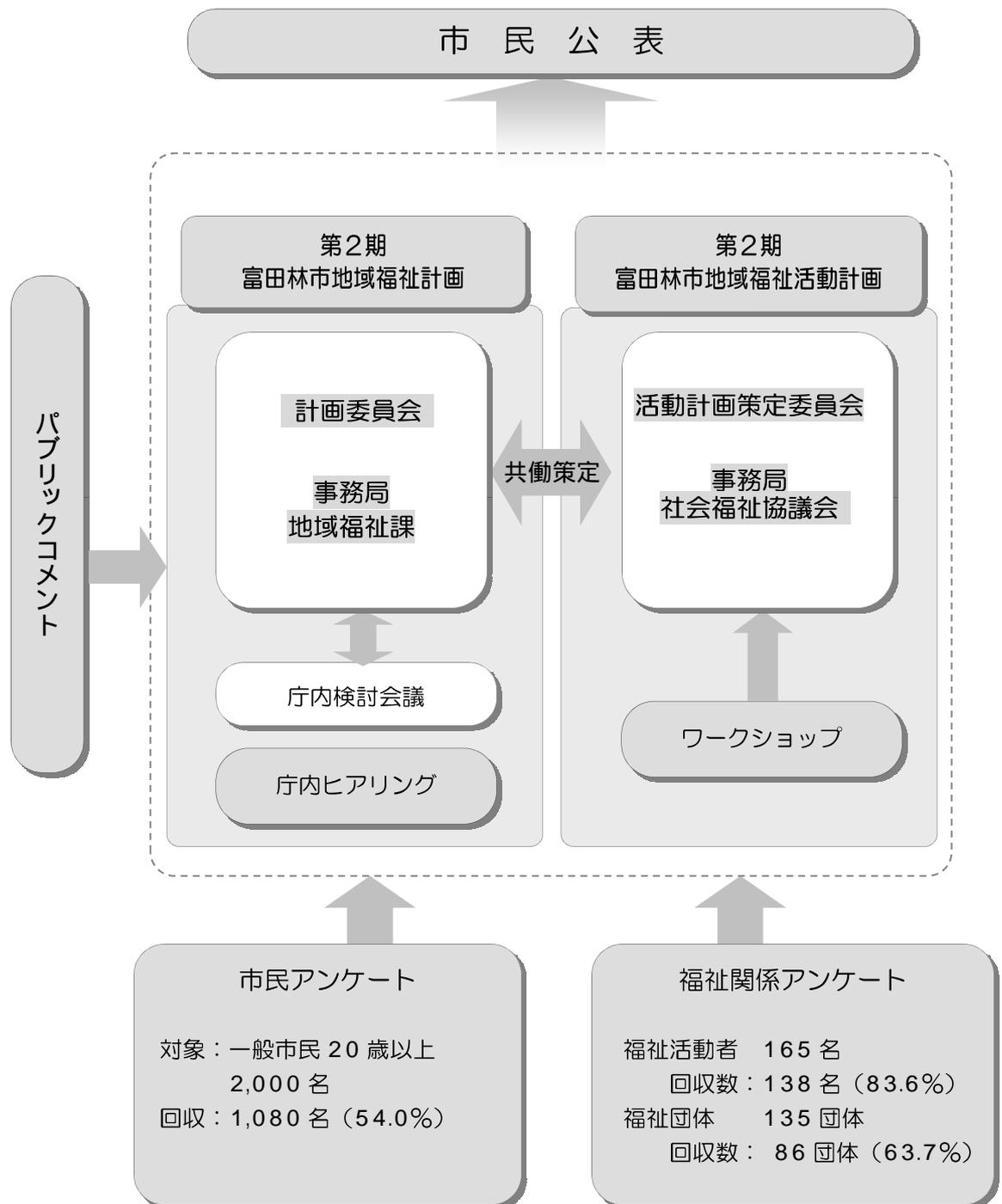
○地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。



3 計画の策定体制

第2期計画の策定にあたっては、一般市民アンケート、福祉関係者アンケートなどを実施しました。また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、共働計画策定を行いました。



4 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5か年とします。

なお、計画期間内であっても、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて、柔軟に計画を見直します。

5 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報とんだばやし、市のウェブサイトなどを活用して広報を行います。

また、本計画の概要版も作成し、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうとともに、富田林市における地域福祉の推進に向けて協力などをお願いするため、地域福祉活動団体等を対象に配布します。

第2章

第1期計画の検証・課題

第1期計画では、5つの基本目標と16の基本施策に基づき、計画を推進してきました。庁内関係各課の取り組みや市民アンケート調査などを踏まえ、第1期計画の検証を行い、本計画に向けた課題を整理しました。

1 ふれあい・支えあいのコミュニティづくり

地域のつながりや地域福祉は、豊かな人権感覚、“おたがい様”と“おかげ様”の意識などを備えた地域住民が、お互いにふれあい・交流するところから始まります。そのため、人権教育、福祉教育などを充実し、支えあいの心を育ていくとともに、住民交流の場や機会を確保するなど、ふれあいの場づくりを進め、ふれあい・支えあいのコミュニティづくりに取り組んできました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

A-1 ふれあい・支えあいの心づくり

- ・本市では、「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、さまざまな人権にかかわる施策に取り組んでいますが、学校教育における人権教育、福祉教育の推進が必要です。
- ・公民館主催事業における手話入門講座などの応募が少なく、市民の福祉意識の啓発が必要です。
- ・生涯学習活動を通して、市民の地域への愛着を高める必要があります。
- ・子育ての孤立化を防止するとともに、子育て支援の充実や子どもたちの健全育成の取り組みを充実する必要があります。

A-2 ふれあい・支えあいの場づくり

- ・地域の活動拠点の確保が必要です。
- ・誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- ・校区・地区福祉委員会活動の充実が必要です。

A-3 ふれあい・支えあいの担い手づくり

- ・ボランティア活動のきっかけづくりとしての機会を提供していく必要があります。
- ・団塊世代を中心にボランティア活動の参加促進を図るための機会づくりが必要です。
- ・子育てサークルなど、地域での自主的な活動の支援を充実する必要があります。
- ・市民公益活動支援センターやファミリー・サポート・センターなど、支援をしたい人と受けたい人とのコーディネート機能を充実する必要があります。

2 地域住民による安全・安心のまちづくり

平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震など大災害が起きていることや、子ども・女性・高齢者などが被害にあう犯罪が多く報道される中で、地域住民による活動を中心にした、防災・防犯・交通安全対策などの取り組みを進めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

B-1 地域住民による災害時・緊急時などへの対応の充実

- ・災害ボランティア活動が円滑に行うことのできる体制づくりが必要です。
- ・地域住民の防災意識を高めるとともに、日ごろからの自主防災活動を推進する必要があります。
- ・平成23年に策定した災害者要援護者支援プランに基づき、災害時要援護者支援の取り組みを進めています。
- ・災害時要援護者制度に対する理解を広め、災害時に援助が必要な人の台帳登録を促進する必要があります。
- ・災害時要援護者に対する支援体制づくりの推進が必要です。
- ・二次避難体制を含めて、避難所における要援護者に対する支援体制を充実する必要があります。

B-2 地域住民による犯罪・交通事故などへの対応の充実

- ・地域の防犯力の向上に関しては、現状の取り組みを今後も継続して推進していくことが必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りや支援が必要です。
- ・高齢者を犯罪から守るしくみづくりが重要です。
- ・消費問題に対して、くらしのナビゲーター派遣事業を行っていますが、事業の周知が必要です。

3 地域社会での自立生活を支える環境づくり

地域住民の誰もが、自分の意思で、さまざまな活動に参加できる（自立した生活を送ることができる）地域社会をつくるため、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進し、生活環境の整備・改善、外出活動などへの支援に取り組んできました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

C-1 ユニバーサルデザインなどによる福祉のまちづくり

- ・今後も、富田林市交通等バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を推進していく必要があります。
- ・居住空間のバリアフリー化や高齢者等に配慮した住宅の供給が必要です。
- ・視覚や聴覚に障がいのある人や外国人市民など情報入手が困難な人に対する情報提供を一層充実する必要があります。
- ・福祉サービスなどの対象とならない人に対する移動支援のしくみづくりが必要です。

C-2 就職困難者等の雇用・就労の支援

- ・ひとり親家庭等の就労困難者への支援を充実する必要があります。
- ・全国的に低所得者の増加が問題となっており、離職者対策の充実が急務となっています。
- ・障がい者の経済的な自立は重要な問題です。各々の障がい、特性に応じた就労支援を充実する必要があります。

4 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、生活課題を抱えているすべての地域住民が、自助・互助・共助・公助による支援に確実につながっていく必要があります。

そのため、福祉サービスなどに関する情報を、支援を必要としている人をはじめすべての市民に確実に届けることができるよう、人的コミュニケーションを含む多様な媒体などを活用しながら、効果的・重点的な情報提供に取り組んできました。また、地域住民が抱える生活課題を、深刻な事態になる前に発見し、自助・互助・共助・公助による支援につなげていくため、相談機能の充実を図ってきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

D-1 福祉サービスなどに関する情報収集・提供体制の充実

- ・社会福祉協議会やCSWの活動の周知を図り、こうした社会資源を活用し、きめ細かな情報提供を充実する必要があります。
- ・視覚や聴覚に障がいのある人に対して、さまざまな情報媒体や手段を活用し、必要な人に確実に情報が提供されるしくみづくりが必要です。
- ・外国人市民に対して福祉サービスをはじめ必要な情報が提供されるしくみづくりが必要です。
- ・地域福祉活動団体の情報を収集し、発信していくためのしくみが必要です。
- ・アンケート調査では、福祉サービスの情報が入手できていない人は半数を超えており、さまざまな媒体を活用したきめ細かな情報提供の充実が必要です。

D-2 相談機能の充実

- 気軽に相談できる体制として、CSWの配置や匿名での相談体制等を実施していますが、悩んでいる人が相談しやすいよう、窓口の周知が必要です。
- 人権相談や生活相談など、市民の生活に密着した相談窓口の周知が必要です。また、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、児童虐待相談等の各種分野別相談機能の充実とその周知が必要です。

5 地域福祉活動団体等を支える体制づくり

多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、地域福祉活動を展開している各主体が、お互いの自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて協働・連携していく必要があります。そのため、これらの主体が交流できる機会を設けるとともに、具体的な生活課題に対して協働・連携して対応できるよう、ネットワークづくりや各種支援に努めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

E-1 地域福祉活動団体等のネットワークづくり

- CSWについて欠員校区を含めた市域全体での配置の再編が必要です。
- CSWや町会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会、NPOなど地域で活動する人たちのネットワークを構築し、各々の活動の充実につなげていく必要があります。

E-2 地域福祉活動団体等に対する支援の充実

- 地域福祉活動団体等の活動拠点の確保が求められています。

6 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「次世代育成支援行動計画」など各計画を計画的に推進し、福祉サービスが確実に提供されるよう取り組んでいくとともに、苦情相談体制・評価体制の充実、利用者の権利擁護など、利用者福祉サービス提供機関との対等性の確保にも取り組むことで、安心してサービスを利用できるしくみづくりを進めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

F-1 関係諸計画における施策・事業の計画的な推進

- ・地域福祉計画は、さまざまな福祉施策のマスタープランとしての性格を持つものであり、目指す姿を共有し関係諸計画との整合性を図るとともに、施策の連携を図り、より効果的な施策展開につなげていく必要があります。

F-2 利用者と福祉サービス提供機関との対等性の確保

- ・苦情相談に対して、利用者の立場に立った対応が求められ、相談内容を円滑にサービスの質の向上につなげていくしくみづくりの促進が必要です。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度について、一体的な相談窓口が必要です。

7 計画の実現に向けて

本計画で設定した基本理念の実現に向けて、本計画の内容を広く市民や地域福祉活動団体等に知ってもらい、理解してもらうよう努めていくとともに、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会との連携に努めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

G-1 計画の公表と活用

- ・広報とんだばやし、市のウェブサイトなどを活用して広報を行ってきたものの、引き続き、地域福祉計画の考え方について啓発することが必要です。
- ・計画の推進に向け、行政や社会福祉協議会だけでなく、その他の専門職やNPO、地域福祉活動団体等が、協働・連携していく必要があります。

G-2 計画の推進・評価体制の整備と定期的な見直し

- ・本計画における施策・事業は、庁内のさまざまな部署に関わっているため、組織横断的な計画の推進及び評価体制が必要であったがその整備が十分に行えなかったため、今後さらに取り組みを進める必要があります。

G-3 富田林市社会福祉協議会との連携

- ・今後も引き続き、富田林市社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援を行うとともに、より一層の交流・連携を進めることが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 まちづくりの理念と将来像

第4次富田林市総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念として、以下の5つを掲げています。

- (1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- (2) 暮らしやすさを実感
- (3) 互いに連携し支えあう地域
- (4) 身近な資源への愛着と活用
- (5) 全地球的な視点と積極的な行動

また、第4次富田林市総合計画では、このようなまちづくりの理念に基づき、富田林の将来像を以下のように設定しています。

富田林市の将来像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

2 計画の基本理念

地域の市民の生活様式や価値観が多様化、複雑化し、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、悩みを相談できる相手がいないため地域から孤立している子育て家庭、援助を必要とするひとり親家庭や障がい者が増加しています。また長引く経済不況により失業者の増えるなど、地域で暮らす市民の生活の中で、これまで特定の人の特異な問題であった福祉課題が、すべての人のものとなってきました。さらに、行政による公的福祉サービスのみでは、制度の狭間で支援につながらない場合や、支援が困難な状況も顕在化しています。

このような社会の中で、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、より多くの市民がともに支え合う、地域の独自性を活かした地域福祉活動の展開が期待されます。そして、あらゆる年代・状況において、縦割りではなく、横断的で継続的な支援や体制が求められています。

本計画では、第1期計画と同様に第4次富田林市総合計画が設定する市の将来像の実現に向けて、以下のとおり、基本理念（本計画が目指すまちの姿）を設定しました。

本計画の基本理念

**だれもが自分らしく安心して暮らせる
福祉のまち・富田林**

— 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり —

地域社会の中には、さまざまな生活課題を抱え、困難な状況に直面している人々がいます。地域住民は、そうした人々の存在をしっかりと認識し、同じ地域社会の構成員として互いに支えあっていくことが大切です。

本計画では、すべての市民が、障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、このような支えあいによって安心して暮らせるとともに、まちづくりの主役として積極的に参加、協働、連携していくことができる、言い換えれば、市民一人ひとりが自己実現を果たしていくことができるまちづくりを目指します。

3 計画の基本視点

本計画では、基本理念を具現化するため、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針」に示されている、①住民参加、②共生社会づくり、③男女共同参画、④福祉文化の創造、の4点を踏まえ、以下のとおり「計画の基本視点」を掲げました。

基本視点1 地域を愛し、人間を愛し、自分を大切にする地域住民による福祉文化の創造

障がいの有無やその人の状況にかかわらず、ライフスタイルや価値観が多様化しています。そのなかで、その人らしく暮らせるために、市民一人ひとりの暮らしを大切にすることが求められます。

市民一人ひとりが、住んでいる地域に関心を持ち、地域住民の抱えている生活課題を理解し、その解決に向けてともに考え取り組んでいくことにより、“まちが好き、ひとが好き、そして自分も大切にする”という心は育まれていくと考えます。

また、こうした考え方をすべての市民が共有し、その共有価値を具体的なくみや取り組みの中に生かしていくことで、福祉文化を創造していきます。

基本視点2 すべての市民の人権を尊重し、差別と排除のない地域社会づくり

地域社会で暮らしている人は誰でも地域社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあい、その実現に向けて取り組まなければなりません。このことは、地域福祉を推進していく上で最も大切にしなければならないことの1つです。本計画では、誰一人として社会から排除しないというソーシャル・インクルージョンの考え方にに基づき、それを実践していくことにより、差別と排除のない地域社会づくりを進めていきます。

基本視点3 男女共同参画による地域福祉の推進

本市では、平成23年4月に「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を施行し、男女が互いに協力し、自らの意思によって、暮らしのさまざまな場面において対等に参画し、能力を発揮する機会が確保された社会（男女共同参画社会）の実現に向けて取り組んでいます。地域福祉においても、男女共同参画の啓発を図っていきます。

基本視点4 多様な主体の自主性を生かした協働による自立支援のネットワークの構築

地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化していく中、こうした生活課題に対応していくためには、公助の充実とともに、互助や共助が不可欠です。

富田林市では、行政をはじめ社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、NPO、ボランティアなどの専門職等、町会・自治会、校区・地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者グループなどの多様な主体が地域福祉活動を展開しています。

今後は、生活課題解決における行政や専門職等以外の活動主体の役割は、年々増加していくものと思われます。

これらの多様な活動主体の参加を積極的に支援していくとともに、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、各主体の自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて、多様な主体が協働・連携して課題に対応することができるよう、ネットワークづくりを進めます。

基本視点5 市全体での取り組みと各地域の実情に応じた取り組みの展開

本計画は、全市的な視点から、富田林市において地域福祉を推進するための考え方や具体的な施策・事業をとりまとめたものです。

実際に地域福祉を推進する「地域の範囲」としては、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。「地域」という範囲は、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

富田林市内の各地域（例えば、各小学校区）は、それぞれに異なる地域特性を有しているため、各地域において地域福祉に関するしくみや取り組みを検討し、それを実践するにあたっては、社会福祉協議会の策定した地域福祉活動計画などを参考にしながら、それぞれの地域特性や地域実情に応じたものにしていく必要があります。

4 第2期計画の重点課題と方向性

本計画では、「第2章 第1期計画の検証・課題」を踏まえつつ、福祉関係者アンケートや校區別ワークショップ、策定委員会委員の意見を踏まえ、第2期計画で捉えるべき重点課題と方向性を、以下のとおり整理しました。

各種調査結果や計画策定委員会意見を踏まえた主な現状・課題

1 市民アンケート

- ・ 公的機関に相談している人が少ない
- ・ ボランティアの話を知りたいと思っている人が多い
- ・ 福祉サービスに関する情報を入手できていない人が半数近くいる
- ・ 社会福祉協議会、CSWなどの活動内容を知らない人が多い

2 校區別ワークショップ

- ・ 地域の交流が必要
- ・ 各地域で出張なんでも相談の開催が必要
- ・ 若い世代の理解、参画が急務
- ・ ひとり暮らし高齢者に対する安否確認や地域の避難訓練活動が必要
- ・ 福祉委員会活動のPRが必要

3 福祉関係アンケート

- ・ 活動上で困っていることは「活動のメンバーが高齢化している」、「一緒に活動するメンバーが少ない」が高い
- ・ 地域福祉を推進していくために必要と思うことは「行政・協議会・住民が協力して取り組む」が最も高い

4 委員会（地域福祉計画委員会、地域福祉活動計画策定委員会）

- ・ 自分の持っている力を富田林市に活かしたいが方法がない
- ・ 支援者同士のつながりの広がり
- ・ 埋もれている問題をどう拾うことができるか

重点課題1
町会・自治会など地域で活動する組織が連携協働し、地域福祉活動に主体的に参加し協働できるしくみづくりが必要

重点課題2
福祉活動の担い手を育成するしくみづくりが必要

重点課題3
偶発的におこる災害等において助け支え合うことができるよう、住民同士がつながるしくみづくりが必要

重点課題4
福祉サービスの情報や相談する窓口を知らないため、さまざまなニーズを受け止め対応できるしくみづくりが必要

重点課題5
誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう個々の権利が守られたしくみづくりが必要

目指すべき方向（基本目標）

- A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう
 B 一人ひとりの力を地域で生かそう
 C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう
 D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう
 E 誰もがともに生活するまちをつくろう

5 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本視点及び重点課題を踏まえ、本計画では、各個別計画で実施している施策や事業と整合を図りながら、制度の狭間で支援につながらないことや地域で顕在化している生活課題の解決に向け、社会資源のネットワーク化によるしくみづくりを行うこととし、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう

誰もがお互いの人権を尊重し、思いやりを持てるよう福祉の意識を醸成するとともに、地域のふれあいを深めるなかで、助け合いや支え合いのある地域づくりにすべての市民が参画できる環境をつくります。

基本目標B 一人ひとりの力を地域で生かそう

地域のさまざまな年代や多様な人材を活かしながら、積極的に地域活動やボランティア活動に取り組めるようにするとともに、誰もが無理なく活動を継続できる環境をつくります。

また、町会をはじめとした地域組織の活動やボランティア、NPOなどによる支援活動など、さまざまな地域福祉活動のより効果的な連携を図ります。

基本目標C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう

地域の住民・諸団体を中心に、社会福祉協議会などの専門職等や行政が連携しながら、高齢者や障がい者、子どもなどを狙った犯罪の防止、災害時に支援が必要となる人への支援体制を構築し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう

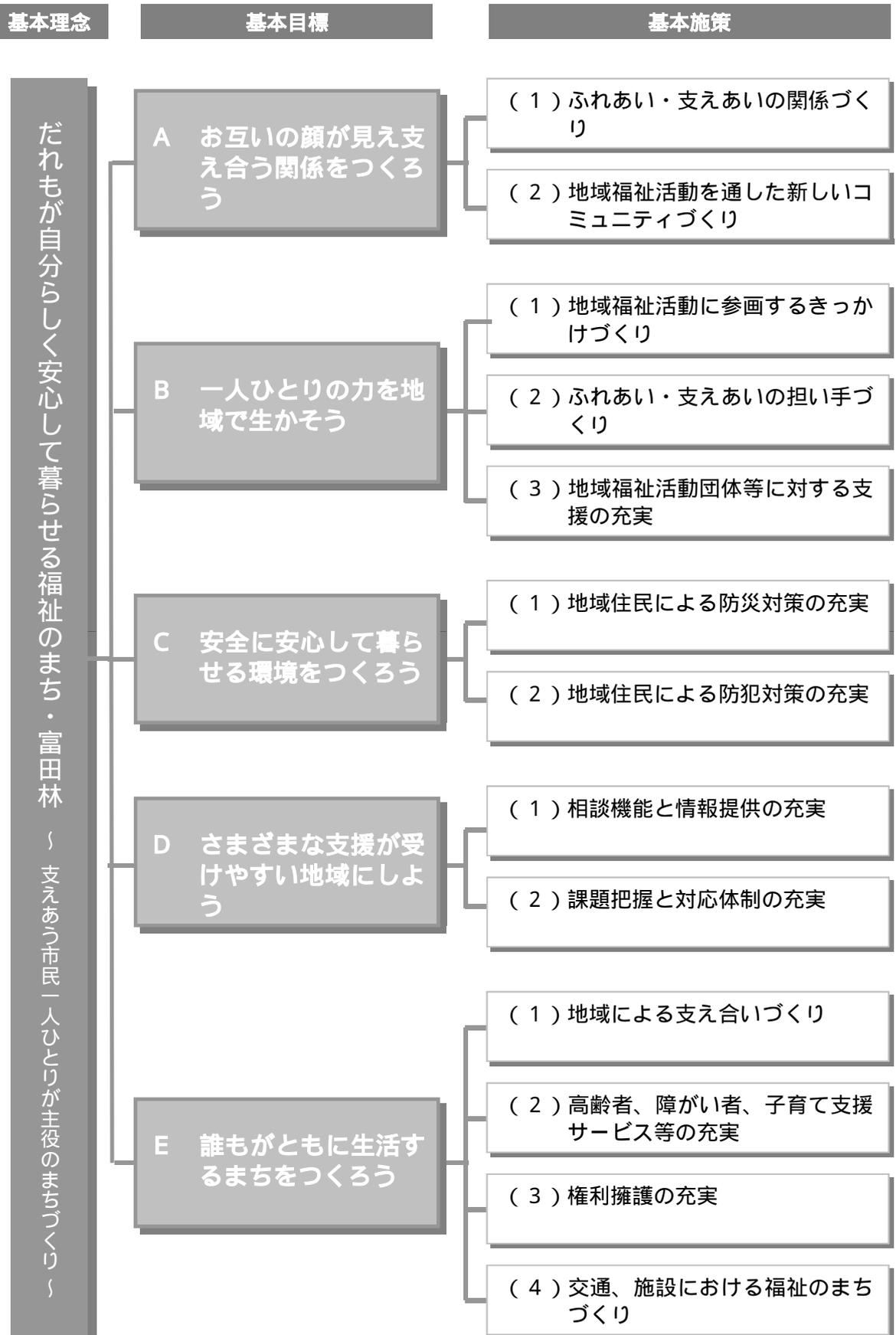
地域で暮らすなかで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができない人などさまざまな状況があります。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の住民・諸団体、社会福祉協議会などの専門職等や行政が協働し、地域の身近で相談できるしくみづくりを進めます。

基本目標E 誰もがともに生活するまちをつくろう

福祉サービスの質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい体制づくりを目指します。地域の中でさまざまな課題を抱えている人たちを同じ地域の構成員として包み込み、支え合っていけるよう、地域全体が一体となった地域づくりを進めます。

また、障がいのある人や高齢者等の特定の人のためだけでなく、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方にに基づき、まちづくりを進めます。

6 計画の施策体系



7 地域福祉における「担い手」の役割

生活上の悩みを抱える要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、隣近所や町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など地域で活動する団体による声かけ・見守り・相談などの地域による支援が必要になります。

地域で把握された要援護者を早期に必要なサービスにつなぎ、適切な支援が行われるためには、社会福祉協議会やCSW、NPOをはじめ、高齢、障がい、児童など、それぞれ分野別の専門職等の協働・連携が必要になります。

行政においては、市域の実情に応じた政策推進が必要であり、地域や専門職等による支援が総合的に機能するしくみづくりが求められます。

地域による支援・分野連携（社会福祉協議会・専門職等）による支援・行政による支援の3つの支援が協働・連携することで、地域福祉の根幹となる地域における見守り・相談・つなぎのネットワークが構築されます。

「第5章 個別施策の展開」では、5つの基本目標及び13の基本施策ごとに、本市における地域福祉の推進に関わる各主体として、市、社会福祉協議会・専門職等、地域ごとの担い手とその取り組み内容を記述しています。

それぞれの担い手に求められている（または、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

市の役割

富田林市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域と社会福祉協議会・専門職等の協働・連携による地域福祉の推進にも取り組みます。さらに、計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

富田林市社会福祉協議会・専門職等の役割

○社会福祉協議会

社会福祉協議会には、地域福祉を推進する中核的な組織として住民の福祉課題を把握し、さまざまな問題を抱えた人々を見過ごすことなく、地域で安心した生活が可能となるよう一人ひとりの生活を総合的に支援していくための事業展開を行います。また、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、自発的

な活動を最大限に引き出す環境を育む活動を展開し、誰もが安心して暮らすことができる「福祉でまちづくり」を他の福祉の専門職等と市や地域と協働・連携して取り組みます。

○専門職等

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

地域福祉セーフティネットを機能させるため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を適切に配置し、地域における見守り・相談・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域の福祉課題を、市をはじめとした行政、専門職等、地域住民の協働・連携により解決していくことが求められています。

福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉サービスの専門機関としてスタッフの専門性の向上やサービスの向上に努めるとともに、利用者の人権に配慮し、利用しやすい環境づくりに取り組むことが期待されています。また、さまざまな機関による協働・連携の取り組みにおいて、各機関の専門性に見合った役割を担うとともに、地域福祉活動に参加していくことが求められています。

NPOなど地域で活動する主体の役割

地域で活動するNPOやボランティアなどは、公的な福祉サービスのすき間の課題解決をはじめとし、これからの地域福祉の課題を解決する上で新たな福祉の担い手として期待されています。

今後は活動基盤を強化するなど、より安定した形での自己実現も図りながら地域住民の生活課題を把握し、専門職や地域福祉活動団体との協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

地域の役割

地域住民の役割

地域福祉の主人公は地域住民であり、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支えあいに関わっていくことが期待されています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係を背景に、住民にとって身近な相談機関として、生活課題や福祉ニーズの発見、福祉サービス提供機関などへの“つなぎ”などの役割が求められています。また、守秘義務を遵守しつつ、多様な主体による協働・連携の取り組みに積極的に協力していくことが求められています。

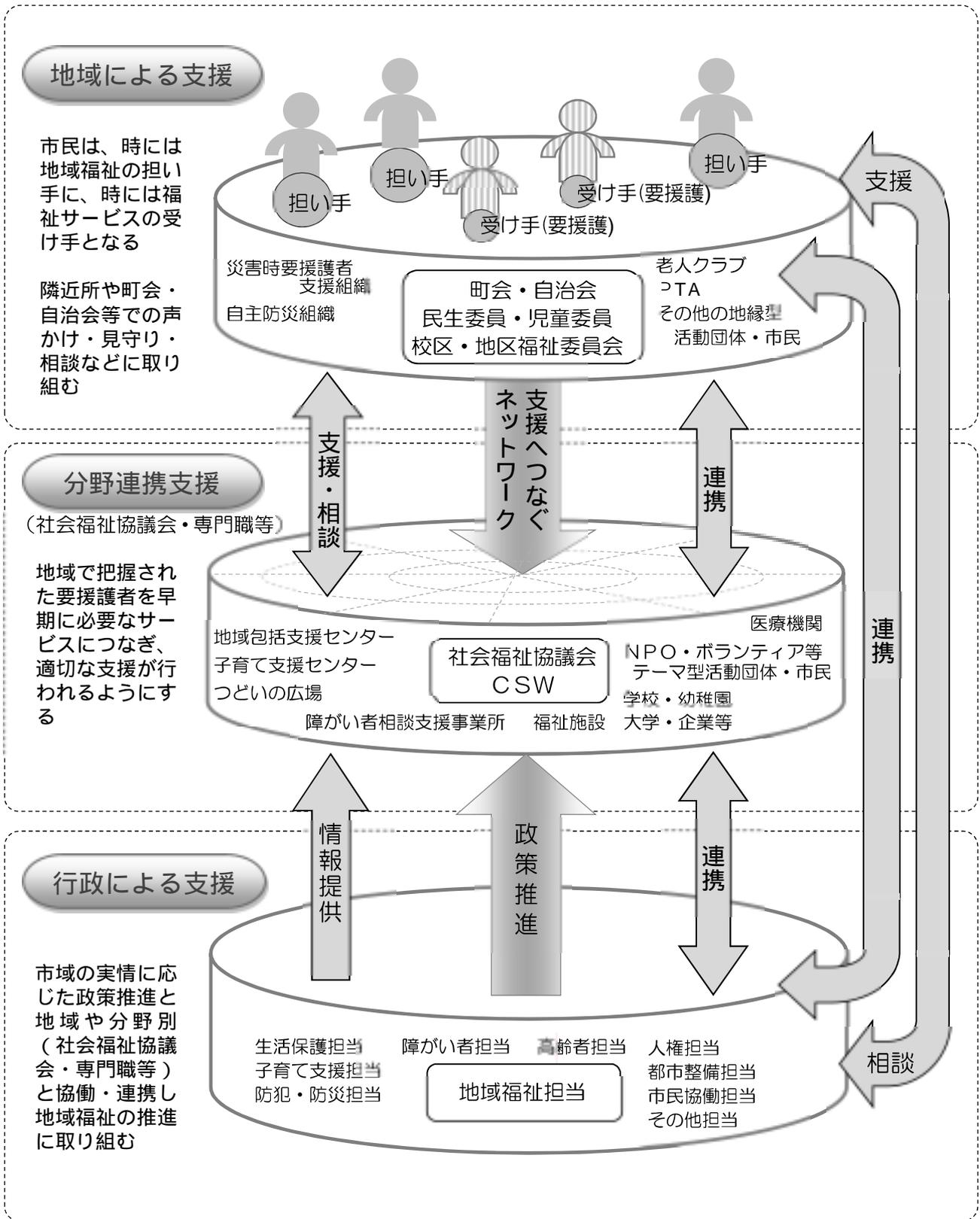
校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会には、市民にとって身近な地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、市全体の地域福祉活動の推進役である社会福祉協議会の支援のもと、他の地域福祉活動団体等と協働・連携していくことが求められています。

町会・自治会などのその他の地域福祉活動団体の役割

町会・自治会、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体には、これからの地域福祉の課題を解決する上で重要な役割が期待されています。今後は、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の地域団体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、より広範な協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

富田林市のこれからの地域福祉の構造モデル



第4章

重点プロジェクト

地域住民が抱える課題の中には、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など従来の福祉分野別の課題だけでなく、日常的に誰かの支え助けを必要としており、その解決のためには、行政だけでなく、福祉関係者や地域福祉活動、さらには隣近所の人たちなどによる助け合いが求められている課題も数多く存在しています。

第1期計画では、このような地域福祉の概念の周知啓発を図ってきましたが、計画内容が総花的となり、進捗管理が困難となっているという課題もあります。

そのため、第2期計画では、

- ①本市として、早急に対応すべき課題（5つの基本目標に波及効果のある課題）
- ②地域福祉のしくみとして、地域、社会福祉協議会・専門職等、市という3つの担い手の協働の強化に対応できる
- ③具体的進捗管理ができる

上記の視点に基づき、重点プロジェクトを設定するものとします。また、この重点プロジェクトの性質から、毎年目標を設定し、早期に取り組むものとします。

重点プロジェクト

(1) 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり

～ **人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト** ～

(2) 地域防災を切り口とした地域での担い手育成のしくみづくり

～ **“互助”再生プロジェクト** ～

(3) 計画推進のためのフォローアップのしくみづくり

～ **地域福祉推進プロジェクト** ～

1 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり ～ 人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト ～

プロジェクトの目的

私たちが住む地域には、子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人がともに暮らしています。生まれてからずっと同じ地域で暮らしている人もいれば、他の地域から本市に転入してこられた方、外国から来られた方もいます。

現在の複雑化する社会の中から生じるさまざまな生活上の問題は、高齢者や障がい者など特定の人の特長な問題ではなく、すべての人のふだんの暮らしの中にあるものです。そうした生活上の問題を解決するためには、既存の相談窓口をより生活に身近で使いやすいものにしていく必要があります。そのためには、地域での支え合いの連携が重要となります。

また、このような窓口を持ち込まれた相談を迅速に確実に必要とする支援につなげていくしくみがあれば、地域での暮らしは安心なものとなります。

本市では、地域での生活課題の共有と課題解決のしくみづくりを「人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト」として推進していきます。

身近な相談窓口の充実

現在さまざまな場所で実施されている子育てや高齢者、障がい者に係る各種相談窓口の利用実態を踏まえ、さらに利用しやすい相談機関となるよう研究を進めます。また、地域における身近な相談窓口として配置しているCSWが既存の各種相談窓口と連携することにより、その配置についてより効率的な再編を検討します。

さらに地域で問題や不安を抱えている人が、高齢者、子ども、障がい者等の枠組みにとらわれず、より気軽にだれでも何でも総合的に相談できる窓口として、CSWと社会福祉協議会による「福祉なんでも相談窓口」（仮称）の設置を検討します。

「福祉なんでも相談窓口」（仮称）では、生活上のあらゆる相談が想定されるため、その問題解決に向け相談内容に応じて適切な専門機関へつないでいきます。

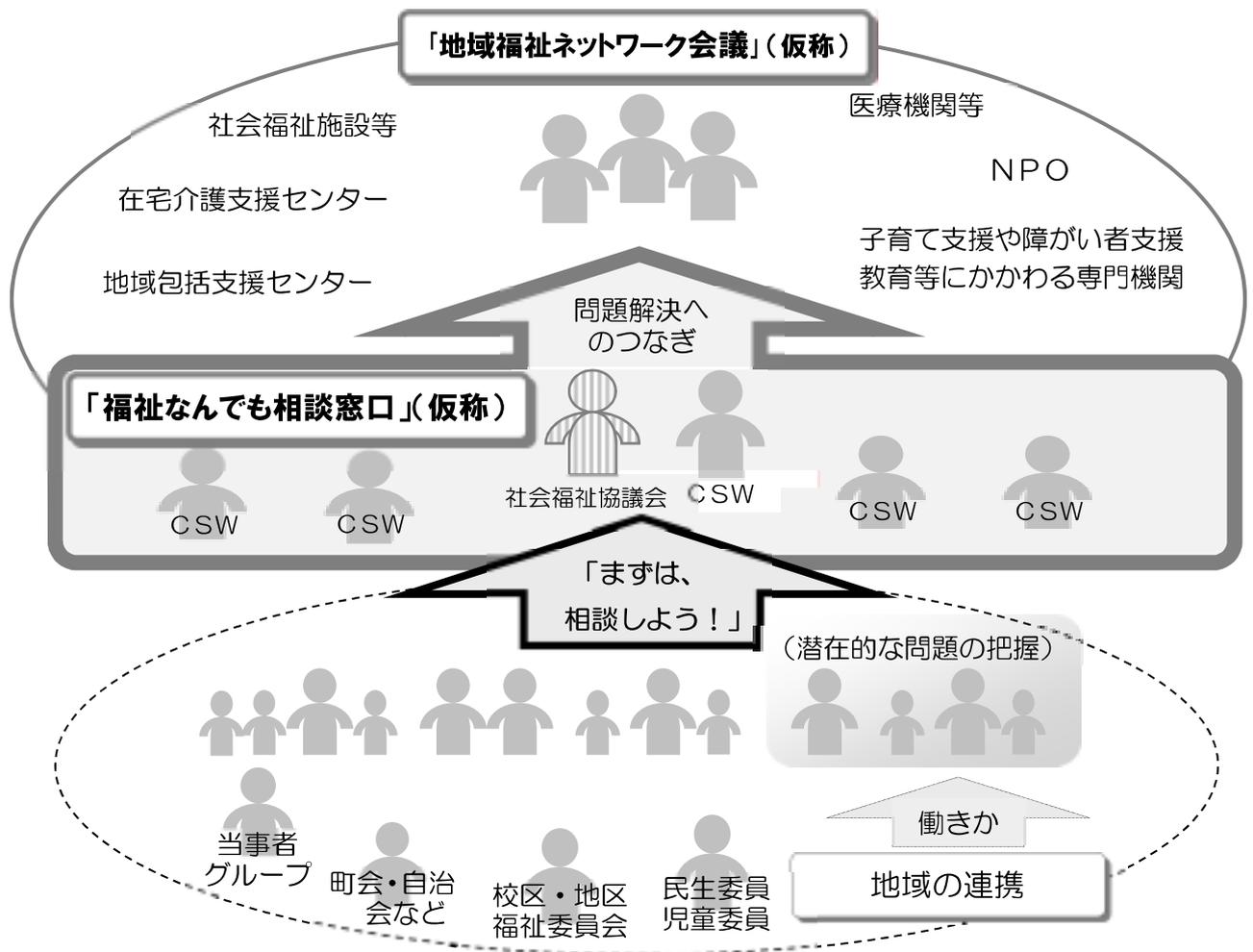
相談場所については、既存の公共施設の活用を中心に、社会福祉施設や民間事業者等の協力を得て、相談者のより身近な場所での確保を図り、地域福祉活動団体との連携により、地域での潜在的な福祉課題の把握につなげていきます。

専門機関のネットワークの構築

地域の相談窓口からそれぞれの専門機関につながり、専門職によるアドバイスや適切な対応がなされるよう、地域、行政、社会福祉協議会、社会福祉事業者、各種専門機関等が連携し、総合相談支援機能の整備に取り組むことが求められます。

とりわけ、専門機関の連携については、地域福祉のコーディネーターとしての役割を担うCSWと社会福祉協議会が中心となり、地域包括支援センター、在宅介護支援センターをはじめ、子育て支援や障がい者支援、教育等にかかわる専門機関、社会福祉施設等が参加し、身近な相談窓口で対応が困難な課題の問題解決に向け、情報交換や分野を越えた効果的な支援を図る連絡会議「地域福祉ネットワーク会議」（仮称）の構築に向けて取り組みます。

図 「地域の福祉資源のつながり」のイメージ



【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
「福祉なんでも相談窓口」（仮称）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 既存の相談窓口実態調査 福祉なんでも相談の実施 CSW再編の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉なんでも相談の検証・見直し CSW再編 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉なんでも相談の検証・見直し CSW配置検証・見直し 		
「地域福祉ネットワーク会議」（仮称）設置	設置	窓口との連携も含めた検証・見直し			

2 地域防災を切り口とした地域での担い手育成のしくみづくり ～ “互助” 再生プロジェクト ～

プロジェクトの目的

近年、全国各地で発生した地震・台風・大雪などの自然災害は、大きな被害をもたらしました。

本市では、災害が発生した時に、自力では避難が困難な高齢者など支援を必要とする人（災害時要援護者）の安全確保と避難支援を図るとともに、『共助』による絆づくりをはじめ『共助』ができる地域のしくみづくりを進めています。

大規模な自然災害に適切に対処するためには、『公助』はもちろんのことですが、自らの身は自らが守る『自助』とともに、地域の住民同士が助け合う『共助』が大きな力となります。そのためにも、平常時の防災活動としての見守り活動が何よりも大切になります。

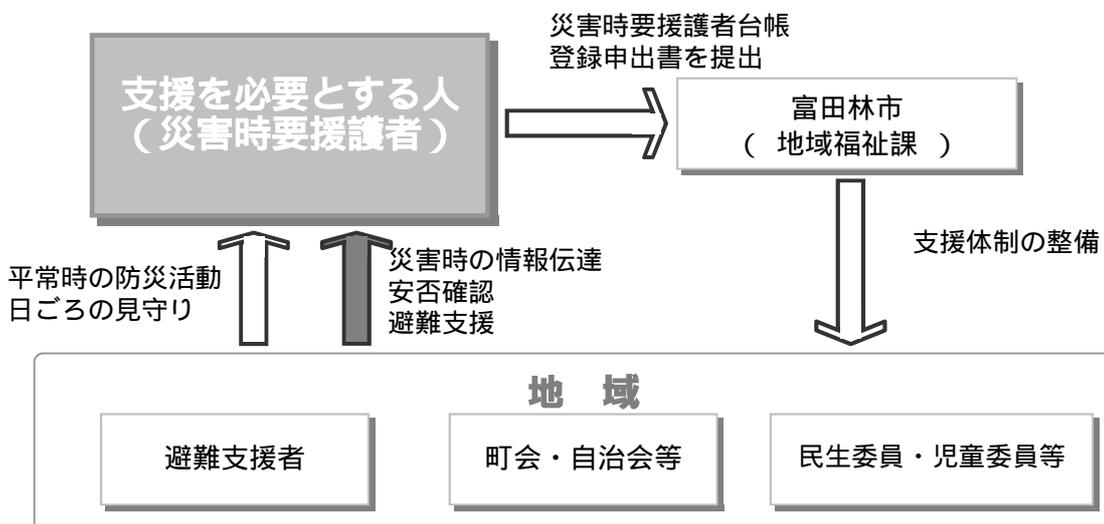
こうした活動を促進することにより、日ごろからの隣近所付き合いへと発展させる「“互助” 再生プロジェクト」により、災害時の地域ぐるみの助け合い（共助）をさらに強いものとし、地域での新たな担い手育成へとつなげます。

地域防災における「自助・共助・公助」

- 自助とは** 日ごろから家庭で災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ることを言います。
- 共助とは** 地域の要援護者を避難支援したり、周りの人たちと声を掛け合いながら避難するなど、地域ぐるみの助け合いのことを言います。
- 公助とは** 市役所や警察・消防による救助活動など、公的支援のことを言います。

互助とは 日ごろからの隣近所の付き合いのことを言います。

図 災害時要援護者支援プラン



災害時要援護者台帳の整備の推進

本市では、平成23年3月策定の災害時要援護者支援プランに基づき、災害時要援護者の支援を適切に行うため、災害時要援護者台帳の整備を推進しています。今後はさらなるニーズの把握のため、地域の民生委員・児童委員の見守り活動等を通して制度の周知を図り、また、情報の適切な更新に努めます。

地域での支援体制の整備

災害時要援護者に対して、災害が発生した際の安全確保と避難支援を行うため、地域において地域の住民による支援組織の整備の促進を図ります。

平常時の防災活動の推進

災害時における支援活動を円滑に進めるため、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、学校などが協力して地域における避難訓練を実施するなど、災害時要援護者の支援に向けた定期的・継続的な取り組みが必要です。とりわけ地域の支援者と災害時要援護者の関係づくりは重要であることから、平常時から声かけや見守り活動の実施を促進します。

【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域支援組織設立 地域累計数	20	30	35	40	45

3 計画推進のためのフォローアップのしくみづくり ～ 地域福祉推進プロジェクト ～

プロジェクトの目的

本市では、福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「次世代育成支援行動計画」などが策定されています。

地域福祉計画は、福祉の部門だけでなく、防災、生涯学習、男女共同参画等の各部門で策定された個別計画で捉えている課題を横断的、かつ総合的に福祉課題として把握することができます。

ライフスタイルの多様化や規制緩和、労働環境の変化や経済的な不況により、無縁社会、ニート、ホームレスなどの社会問題が顕在化しています。このような新たな社会問題に対しては、従来の縦割りによる庁内体制だけでは対応しきれなくなってきました。

こうした状況において、計画の理念や目標の達成度合いを計り、新たな課題に対応するため、「地域福祉推進プロジェクト」として、計画推進のためのフォローアップのしくみを住民参加のもと構築していきます。

組織横断的な庁内組織の設置

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

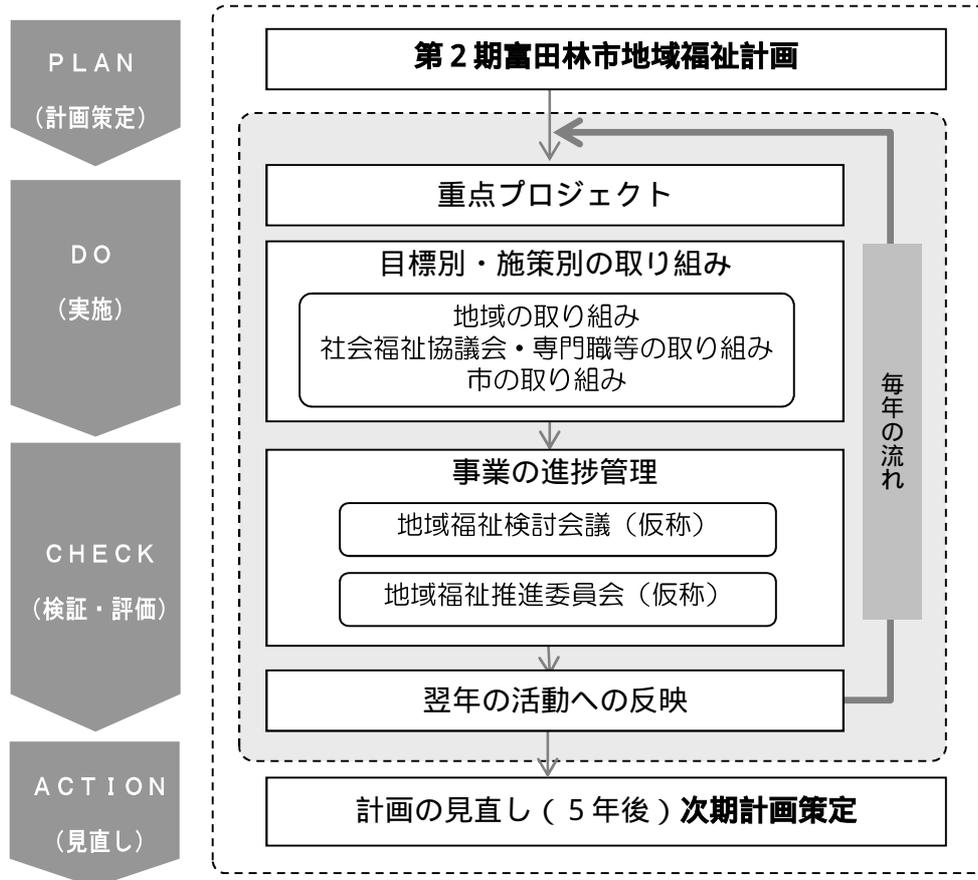
また、本計画の推進にかかる基本的な考え方にも示すように、地域福祉の推進には、市民、地域組織、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、行政が実施する事業の進捗管理に加えて、地域での取り組み状況の把握についても努める必要があります。

上記の本計画の事業の点検・評価といった推進管理に加えて、今後発生する新たな課題やニーズへの対応の検討のために、組織横断的な庁内関係各部課による「地域福祉検討会議」（仮称）の設置を行います。

計画の推進・評価体制の整備と定期的な見直し

本計画の検証・評価については、その実施方法の検討も含めて、その客観性、公平性の観点から、市民や関係団体、有識者で組織する「地域福祉推進委員会」（仮称）を設置し、毎年実施します。

図 フォローアップの手順



富田林市地域福祉活動計画との連携

富田林市社会福祉協議会の「富田林市地域福祉活動計画」は、地域活動者と福祉・医療専門職が中心となって策定した計画であり、本計画と共働策定した経緯から、車の両輪のような関係になっており、内容を共有しています。

今後それぞれの計画を進めていくにあたり、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援、助言を行うとともに、より一層の連携を強め、地域の福祉力の向上を図ります。

同時に両計画の実現には、地域での協働は必要不可欠であり、市、社会福祉協議会・専門職等、地域との連携・協働を図ります。

【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画の実現のための事業の進捗管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議の発足 推進委員会の発足準備 	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の発足 検証方法の検討 検証 	検証	検証	計画の見直し

【今後の方向性】

- ①子どもの頃から体験や学習を通じて、福祉教育を推進していきます。
- ②生涯学習活動を通じて、市民の地域への愛着心の向上を目指します。
- ③地域や関連団体と連携して、子どもたちの健全育成に取り組みます。

校区ワークショップからの声

地域のつながりについて

- ・ 新旧住民の共通した課題を、校区単位で解決できるシステムづくりが必要
- ・ 小学校の福祉の教育を積極的に行い、地域の福祉に関する関心を深めることが必要 など

【担い手と取り組み】

市

- ・ 人権教育と啓発を推進します。
- ・ 福祉に関する学習機会を充実します。
- ・ 地域を愛する心を育む機会の充実に努めます。
- ・ 青少年の健全育成を推進します。
- ・ 命を大切に社会づくりに努めます。

社会福祉協議会
・ 専門職等

社会福祉協議会

- ・ 学校、企業、地域の福祉教育（共育）を支援していきます。
- ・ 福祉委員会を中心とした「世代間交流活動」、「いきいきサロン活動」等を支援していきます。

専門職等

- ・ 福祉体験の場として、児童生徒や地域の人への受け入れに協力しましょう。
- ・ 社協や学校等が実施する福祉教育に協力しましょう。

地域	市民
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活動や行事には、近所の人と誘い合って、参加しましょう。
	<hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> 団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉について体験や学習する場に積極的に参加しましょう。 ・ 地域の住民による助け合いや支え合いの必要性について、理解を深めるための勉強会を開きましょう。 ・ 障がいや認知症に対する理解を深めましょう。 ・ さまざまな活動を通じて高齢者、障がい者と積極的にふれあいましょう。

【主な市の事業】

人権教育と啓発の推進

「富田林市人権尊重のまちづくり条例」、「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、学校教育や人権週間等における啓発事業の実施など、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を促進します。

福祉に関する学習機会の充実

教育委員会と連携して、小中学校における福祉に関する学習活動を推進していきます。また、社会福祉協議会と連携して、学校教育、社会教育、家庭教育の場やボランティア活動などを通じて、福祉教育の充実を図るとともに、地域との協力により、放課後や週末において、高齢者や障がい者などとの交流活動を実施します。

地域を愛する心を育む機会の充実

地域を愛する心を育むため、生涯学習等を通じて、地域の歴史や伝統などを学ぶ機会の充実に努めます。

青少年の健全育成の推進

各中学校区で学校・家庭・地域が協働して運営している「すこやかネット」をさらに充実させ、教育コミュニティづくりを進め、家庭の教育力の向上や開かれた学校づくり、青少年の健全育成の取り組みを推進します。

命を大切にする社会づくりに向けた取り組みの充実

市民一人ひとりが、命の大切さを認識するとともに、自分から命を絶つことなく生きていけるような社会づくりに向けた啓発活動等の充実に努めます。

(2) 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティづくり ●●●●

【現状と課題】

防犯、防災、交通安全、環境、健康づくり、生涯学習、スポーツ等、地域ではさまざまな活動が行われています。活動内容はそれぞれ異なりますが、活動している団体や個人は重なっていることが少なくありません。また、地域福祉活動から新たな活動に結びつくこともあれば、その他の活動が地域福祉活動につながることもあります。

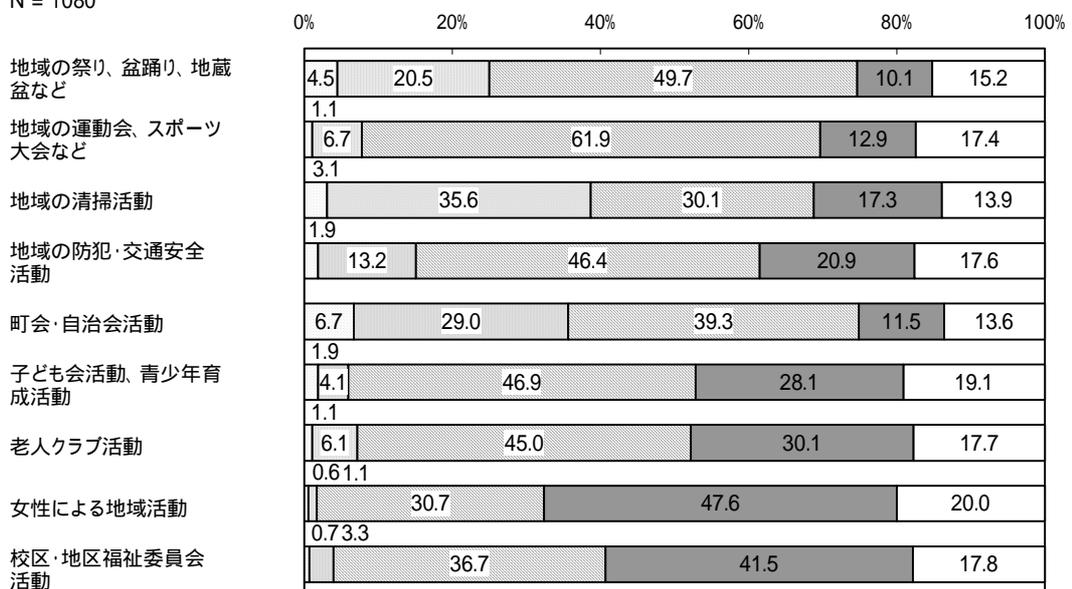
地域のさまざまな課題を住民が共有し、知恵を出し合い解決していく中で新しいコミュニティが創造されると考えます。

また、地域からは、ひとり暮らし高齢者の増加や新興マンション等において地域のつながりが希薄化しているところもあるため、地域の行事やさまざまな機会を通して市民のふれあいや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。

《市民アンケート》問 ここ数年の間の地域活動への参加状況(単数回答)

- 企画・運営等に中心的に関わっている
- 企画運営等にはかかわっていないが、活動には参加している
- 活動があることは知っているがほとんど参加していない
- 活動があること自体知らない
- 無回答

N = 1080



【今後の方向性】

- ①身近なところからはじめられる日常的な交流活動を支援します。
- ②市民が主体的に地域活動に参加し、交流できる場が必要です。
- ③地域行事などのイベントを活用し、世代間交流を推進します。
- ④交流がその後の地域福祉活動へのきっかけとなるよう努めます。

校区ワークショップからの声

町会・自治会について

- ・ 地域との関わりを嫌う人がいる。特にマンションに居住する若い人たち。その人たちにどう参画してもらうか
- ・ 住民意識も多様になり、地域活動への参加が少なくなった
- ・ 福祉委員会も含め、町会活動等の地域活動に若い世代が参加できる魅力あるシステムづくりも必要 など

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における住民同士の交流機会の充実に努めます。
社会福祉協議会・専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉委員会未設置の地域について福祉委員会立ち上げの働きかけを行います。 ・ 子育て層や団塊世代が地域福祉活動に参画できるシステムづくりを行います。 ・ さまざまな課題を持つ当事者相互の交流が図れるよう組織化に向けて支援します。
	<p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの提供以外にも、地域との交流を積極的に持つよう努めましょう。
地域	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町会等の地域の活動に、積極的に参加しましょう。
	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における世代間交流活動など、住民同士のふれあいが活発になるよう活動を進めましょう。

【主な市の事業】

地域における住民同士の交流機会の充実

地域の社会資源を活用しながら、高齢者も含めた世代間交流など、多様な学習、体験機会を提供し、地域の住民同士が交流できる機会の充実に努めます。

基本目標B 一人ひとりの力を地域で生かそう

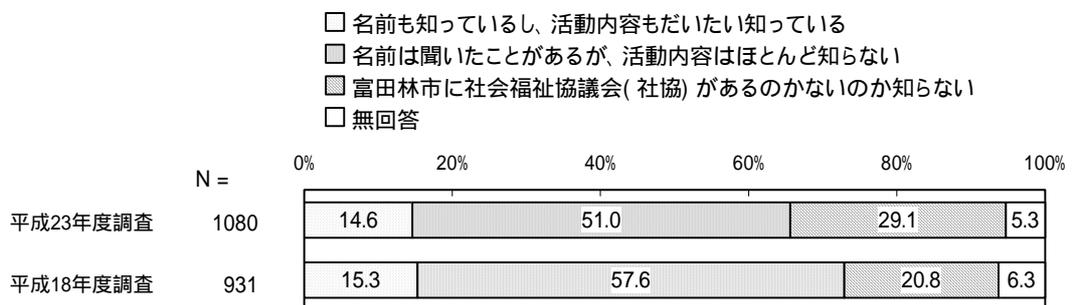
(1) 地域福祉活動に参画するきっかけづくり ●●●●●●●●

【現状と課題】

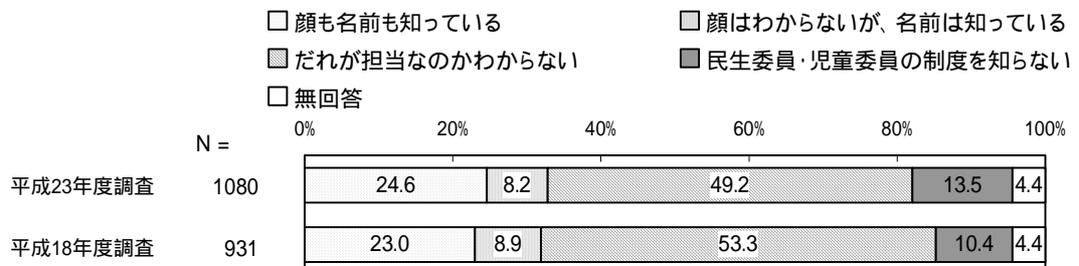
社会福祉協議会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など、地域福祉活動を行う団体の認知度は高いとは言えず、地域福祉活動全般についての市民への周知・啓発には課題があります。また、地域福祉に関する活動には、地域住民のなかでも一部の人しか関わっていない状況となっており、活動の裾野が広がっていかないことが課題となっています。

各団体の活動について、どのような目的でどのような活動を行っているのかを広く周知するとともに、地域福祉活動団体との積極的な連携を図る必要があります。これまで活動に参加したことがない人でも参加しやすいような環境づくり・きっかけづくりが必要となっています。

《市民アンケート》問 『社会福祉協議会』(社協) の認知度(単数回答)

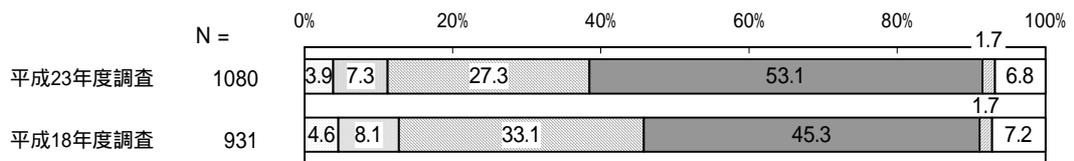


《市民アンケート》問 『民生委員・児童委員』の認知度(単数回答)



《市民アンケート》問 「校区・地区福祉委員会」の認知度（単数回答）

- 活動内容も福祉委員の名前もだいたい知っている
- 活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている
- 校区・地区福祉委員会という名称は聞いたことがあるが、活動内容等は知らない
- 校区・地区福祉委員会があるのかわからない
- 校区・地区福祉委員会はない
- 無回答



【今後の方向性】

- ①地域福祉活動を行うさまざまな団体の活動内容や役割を広く市民に周知していきます。
- ②さまざまな年代の人が地域活動等に参加できるよう工夫していきます。

校区ワークショップからの声

社協・福祉委員会の認知度について

- 社協、福祉委員会とも存在を知らない住民が多い
- 福祉委員会は地域全体の福祉向上を目指し活動していることをPRする必要がある
- 福祉委員会が開催する『なんでも相談』が好評である など

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな市民との交流の機会を充実します。 ・ 地域の行事や活動などを促進し、参加を呼びかけます。
社会福祉協議会 ・ 専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協の役割や活動が周知されるよう広報啓発を充実します。 ・ 行事やイベントの企画において、幅広い世代が参加できるよう内容の充実と工夫を図ります。
	<p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動や提供しているサービスの内容等について情報発信を行い、地域に周知していきましょう。また、地域住民に協力してもらえれば、積極的に協力をお願いしましょう。
地域	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の情報に目を向けましょう。
	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板やインターネット、人が集まる場所にチラシを貼るなどさまざまな手段を使って団体活動の周知を図りましょう。

【主な市の事業】

さまざまな市民との交流機会の充実

さまざまな市民と交流し、お互いのことを知り、理解を深めるために、関係機関の協力を得ながら、世代間の交流、障がい児・者との交流、外国人市民との交流などを進めます。

地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけ

ふれあい・交流の機会として、地域の祭り、運動会、清掃活動に多くの地域住民に参加してもらうため、活動が活発になるよう周知に努めます。

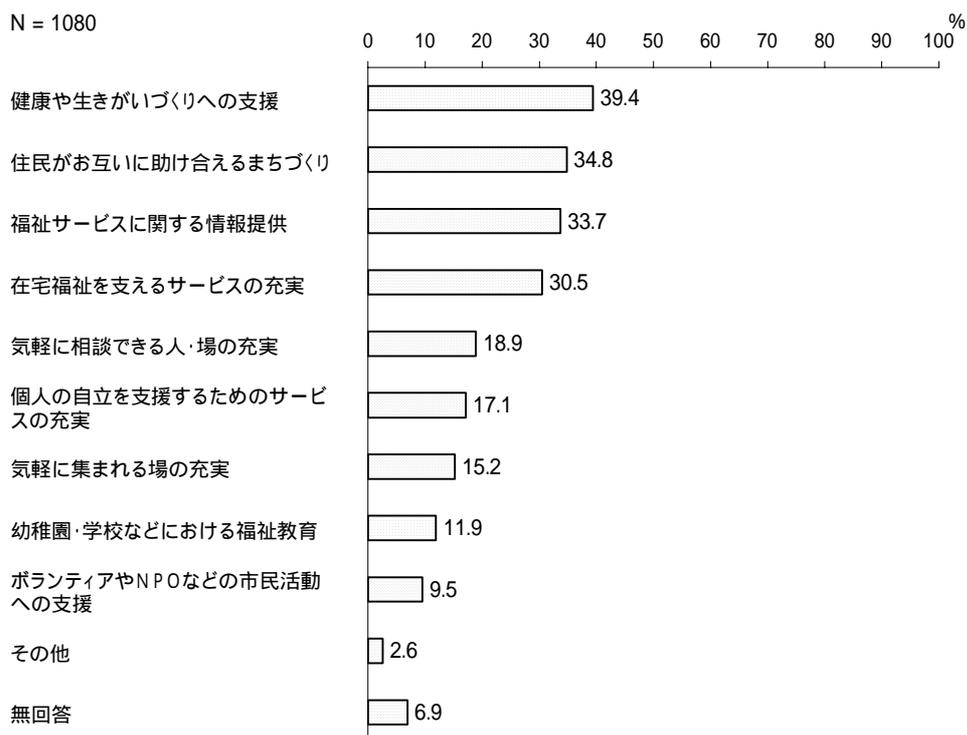
(2) ふれあい・支えあいの担い手づくり ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

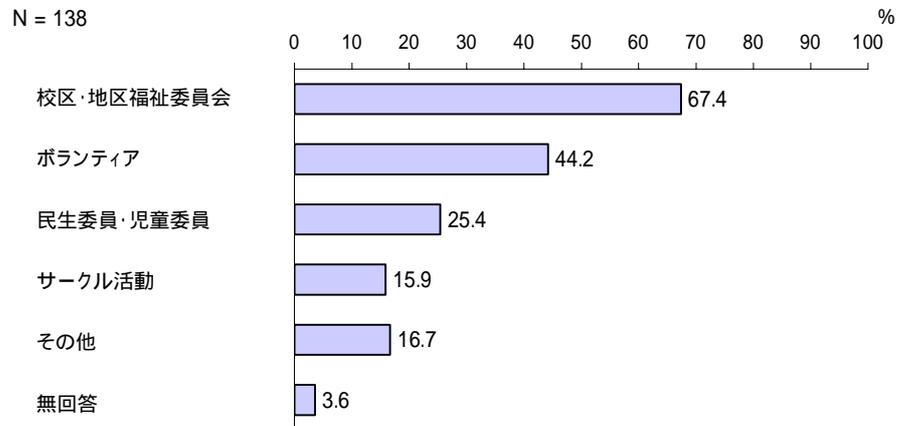
地域の福祉活動では、担い手が固定化、高齢化しているといった意見が多くあがっており、幅広い新たな市民の参画がない現状がうかがえます。一方で、団塊の世代が退職年齢に達し、職域を生活の中心としていた多くの人々が地域の一員として入ってきており、こうした人々をはじめとして、住民が地域での活動を通じて生きがいづくりにつなげていきたいというニーズも高まっています。

今後は、このような潜在的な担い手に地域福祉活動へ参加してもらえるようなくみづくりが必要になっています。また、活動を継続していくため、担い手にとって過度な負担とならないような環境をつくっていく必要があります。

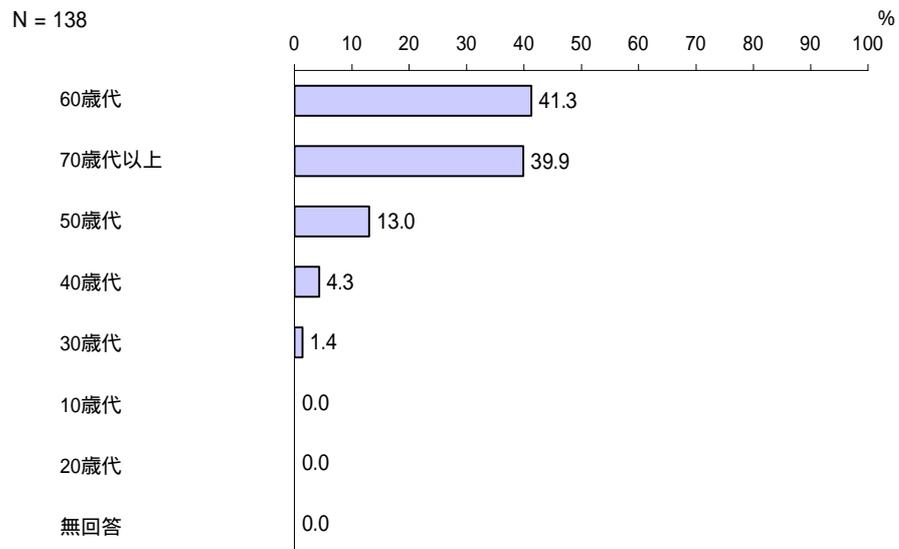
《市民アンケート》問 これからの富田林市の福祉で重点にすべきこと（複数回答）



《福祉活動者アンケート》問 活動していること（複数回答）



《福祉活動者アンケート》問 あなたの年齢（単数回答）



【今後の方向性】

- ①ボランティア活動がより活性化するよう、各種支援を行います。
- ②新たなボランティアの育成に努めます。

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアを育成するための講座などの充実を図ります。 ・ グループづくりや組織化などに対する支援を充実します。 ・ 支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみの構築を図ります。
社会福祉協議会 ・ 専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の力を活かせるボランティアの育成に努めます。 ・ 地域福祉活動に参加していなかった層への取り組みを実施します。
	<p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的にボランティアを受け入れていきましょう。
地域	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の力を地域で生かしましょう。
	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代や、退職後の世代など知識や経験、意欲を持った人材を発掘し、活動に誘いましょう。 ・ 地域住民にボランティア活動の魅力を伝えていきましょう。

【主な市の事業】

ボランティア育成のための講座等の充実

ボランティアセンターや市民公益活動支援センターとの連携により、ボランティア養成講座やボランティア希望者に対する相談機能の充実を図り、ボランティアの育成に努めます。

グループづくり、組織化などに対する支援の充実

同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループづくりを支援するため、当事者と当事者との橋渡しなどを進めます。また、NPO法人化を希望する団体に対しては、市民公益活動支援センターにおいて支援を行います。

支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみの構築

支援をしたい人と受けたい人のマッチングを行うしくみづくり、マッチングなどを担当するコーディネーターの育成などについて、富田林市社会福祉協議会と連携して取り組みます。

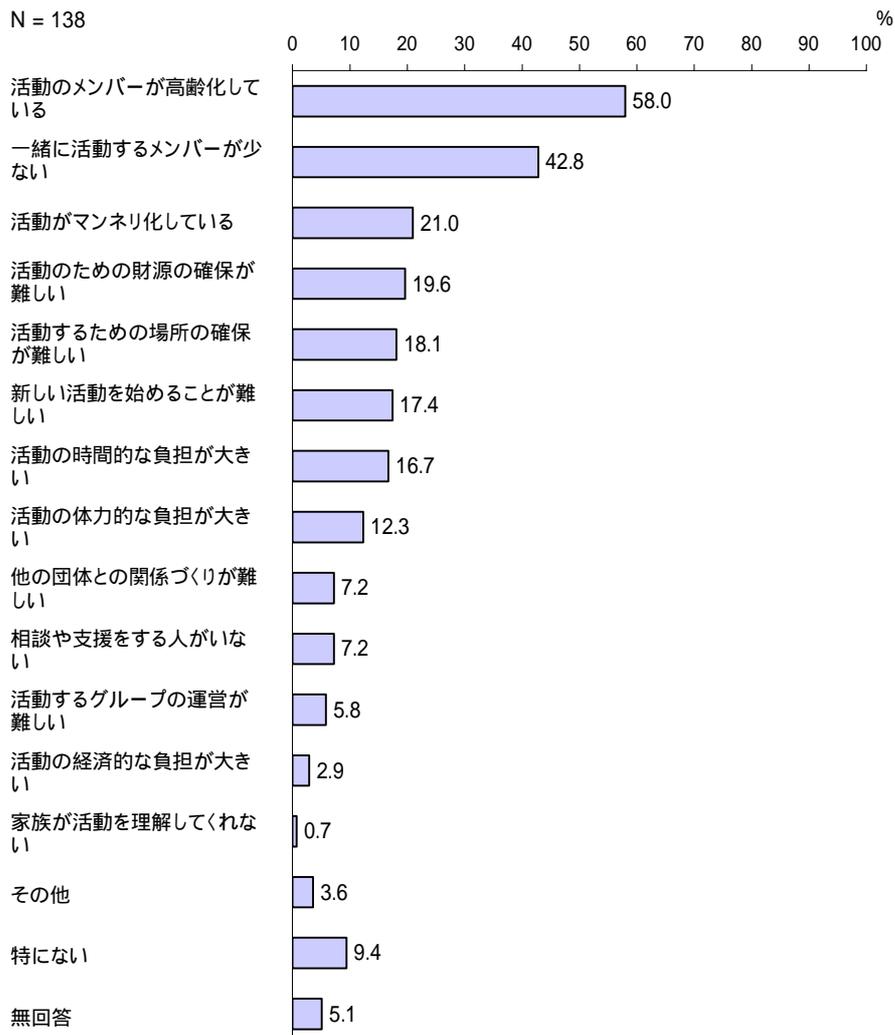
(3) 地域福祉活動団体等に対する支援の充実 ●●●●●●●●

【現状と課題】

地域福祉活動については、従来より、参加者の固定化や活動のマンネリ化などが課題とされてきました。活動を継続的に、地域のなかで進めていくためには、活動しているメンバーのスキルアップの機会をつくるとともに、活動を活性化するための魅力ある組織づくりが必要になっています。

また、地域には、町会をはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会など、さまざまな団体が地域福祉活動を展開しており、それぞれに活動の充実を図っています。役割分担や協力関係が築かれている地域もありますが、同地域内で活動の時期や内容が重なってしまう場合もあり、より効果的な活動に向けて、団体間の情報交換や連携が求められています。

《福祉活動者アンケート》問 活動上で困っていること（複数回答）



【今後の方向性】

- ①市民の活動への参加促進や各地域活動団体が活動に取り組みやすい環境をつくり、活動の活性化に努めます。
- ②団体間の連携を強化し、地域における福祉の情報共有とネットワークの体制を構築します。

福祉関係者団体からの声

団体等の活動上の問題点・課題について

- ・ 人材確保が非常に困難
- ・ 高度専門性を有するスタッフを求めたいが、人件費予算不足で実現できない
- ・ 求人をかけてもなかなか人が集まらない
- ・ スタッフの高齢化による困難
- ・ 事業拡大に伴う候補地の情報、周辺住民による理解
- ・ 事務所がなく、活動拠点がない
- ・ 施設の老朽化 など

校区ワークショップからの声

福祉委員会について

- ・ 設立当時からメンバーが固定化している
- ・ 活動を重ねていくうちに顔見知りが増えて
- ・ 地域の状況や町内でのつながりがふえた
- ・ 活動内容に関してある程度周知できているが、それが、協力者が増えるということにつながっていない
- ・ 次世代の男性の担い手がない
- ・ 継続発展していくには町会・自治会のバックアップが必要 など

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動団体等へ支援機関を周知します。 ・ 地域福祉活動団体等への相談体制を充実します。 ・ 社会起業家に関する情報の収集と提供に努めます。 ・ 地域福祉活動団体等の活動拠点の確保について、支援策を検討します。
社会福祉協議会 ・ 専門職等	社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村の先駆的な取り組みについて情報提供や視察研修を行います。 ・ 社会貢献を希望する人や団体・機関と地域を結び地域福祉活動を支援します。 ・ 善意銀行をはじめ各種基金を活用し、地域福祉活動を支援します。
	専門職等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな取り組みを、さまざまな団体とともに進めましょう。 ・ 地域活動団体や行政、社協などと、連携を図りましょう。
地域	団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修や学習の場へ積極的に参加し、自身のスキルアップに努めましょう。 ・ 住民がどのような活動に参加したいと思うのか、ニーズを把握しましょう。 ・ 他の地域の団体の活動に目を向け、活動の参考にしましょう。 ・ 仕事を退職した人などが入りやすい、新たな組織について検討しましょう。 ・ 地域ごとに、町会・自治会、福祉委員会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などが連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。

【主な市の事業】

地域福祉活動団体等への支援機関の周知

地域福祉活動団体等への支援を行っているボランティアセンターや市民公益活動支援センターの存在や活動内容などについて、富田林市社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動団体等への周知を図るとともに、情報の共有化や役割分担などの連携強化を図ります。

地域福祉活動団体等への相談体制の充実

地域福祉活動団体等が抱える活動上の問題などの解決を図るため、富田林市社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動団体等からの相談に対応する体制の充実を図ります。

社会起業家に関する情報の収集・提供

地域の福祉課題をビジネスの手法を用いて解決するNPO等の社会起業家について、先進事例、ノウハウなどの情報の収集・提供に努めます。

地域福祉活動団体等の活動拠点の確保

地域福祉活動団体等の活動基盤を整備するため、空き教室、空き店舗、公共施設の空きスペースを活用するなど、活動拠点となる場所の確保について、地域住民の交流拠点としての利用も含めて支援策を検討します。

【今後の方向性】

①緊急の事態や災害に備えた体制の整備を行います。

福祉関係者団体からの声

災害時要援護者への救助活動や支援についてできること

- ・ 災害時要援護者の一時的な受け入れ
- ・ 要介護・要支援認定者及び高齢福祉サービス利用者の状況把握
- ・ 利用者の安否確認、被災者の生活支援、会社を挙げて救助・ボランティア活動等 など

校区ワークショップからの声

災害への取り組み

- ・ 台帳は申告制のため把握しきれない
- ・ 要援護者に関する行政と地域の把握内容にギャップがある
- ・ まちのハザードマップが必要
- ・ 災害発生時に自分がどこに逃げればよいかわからない
- ・ 住民が率先して避難訓練を行う必要がある など

【担い手と取り組み】

市

- ・ 災害時に備えた組織体制づくりを進めます。
- ・ 自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくりを進めます。
- ・ 災害時要援護者支援プランを推進します。
- ・ 避難所における災害時要援護者への対応を充実します。

社会福祉協議会
・
専門職等

社会福祉協議会

- ・ 災害時を想定した要援護者の平時の支援体制を強化します。
- ・ 災害時にスムーズな支援が行われるよう災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。

専門職等

- ・ 社会福祉施設等においては災害時の避難誘導體制の確認と体制確保に努めましょう。また、福祉避難所としての活用について、研究を進めましょう。
- ・ 地域における災害時要援護者支援組織の取り組みに積極的に協力しましょう。

地域

市民

- ・ 積極的に地域の防災訓練に参加しましょう。

団体

- ・ 地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。
- ・ 地域で防災訓練を実施しましょう。
- ・ 災害時要援護者を把握しましょう。
- ・ 地域住民が互いに話し合いをしながら、地域にあった災害時要援護者支援体制を作成しましょう。

【主な市の事業】

災害時に備えた組織体制づくり

災害時における要援護者に対する支援体制の重要性について啓発・広報活動を進めるとともに、災害発生時の避難誘導や安全確保の支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害情報の連絡体制の確立を図ります。

自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくり

災害の発生に備え、それぞれの地域において、自主防災組織を核に災害ボランティア、地域福祉活動団体等が連携・協働するネットワークづくりを進めるとともに、地域住民に対して、防災意識の高揚、個々人の備えの重要性について周知を図ります。

災害時要援護者支援プランの推進

災害時要援護者支援プランに基づき、災害時要援護者台帳の整備を進めるとともに、避難収容体制の整備に努めます。

避難所における災害時要援護者への対応の充実

避難所での生活が困難な災害時要援護者への対応として、社会福祉施設などを活用した「福祉避難所」の確保を図ります。

【今後の方向性】

- ①地域に応じた防犯活動を支援し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識等の啓発に努めます。 地域住民との協働による防犯対策を充実します。 地域での危険箇所の把握を促進します。 地域での防犯活動を促進します。
社会福祉協議会 ・ 専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等の暮らしを守る応援事業者のネットワークの構築をすすめていきます。 民生委員・児童委員、福祉専門職、福祉委員等と連携し見守り活動の強化を図っていきます。
地域	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 日ごろからお互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう。 地域での見回りなど犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。

【主な市の事業】

交通安全意識等の啓発

子どもを犯罪や交通事故から守るために、地域や学校・保育所等での防犯教室や交通安全教室の開催を推進します。

地域住民との協働による防犯対策の充実

子どもの安全確保のための啓発活動や青色パトロールカーの運行、小学校の新入学児童への防犯ブザーの配付、子ども安全見守り隊、子ども110番の家などの防犯対策の充実に努めます。

地域での危険箇所の把握

地域住民自らが地域内を踏査し、防犯や交通安全などの視点から「地域安全マップ」を作成する活動を、積極的に奨励します。

地域での防犯活動の奨励

散歩や買い物などのついでに行う「ながらパトロール」や「深夜などにおける自宅外灯の点灯運動」などを積極的に奨励します。防犯意識の普及に努めます。

【今後の方向性】

- ①市民が困った時に相談しやすいように、また、市民のニーズと必要な福祉サービスを適切に結びつけるように、地域に密着した相談体制を充実させます。
- ②身近な相談先から専門相談機関まで連携を強化します。
- ③各種相談先や福祉サービスについて、誰もが分かりやすい情報の提供に努めます。

福祉活動者からの声

地域住民からの相談を受けて困っていることについて

- ・ 守秘義務をふまえたうえでの問題の解決が難しい
- ・ 防災活動に関すること
- ・ 避難場所の件
- ・ 町会の住民がいつも集まれる場所がないこと など

【担い手と取り組み】

市

- ・ 情報のバリアフリー化を推進します。
- ・ 地域福祉活動団体等との情報の共有を図ります。
- ・ CSWの配置について、再編を検討します。
- ・ 「福祉なんでも相談窓口」（仮称）の設置を検討します。
- ・ さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実に努めます。

社会福祉協議会・
社会福祉協議会・
専門職等

社会福祉協議会

- ・ 福祉関連情報の収集と提供の充実に努めます。
- ・ 消費生活に関する啓発事業を展開します。
- ・ 総合相談機能の充実を図ります。

専門職等

- ・ 支援を必要とする人が各種相談窓口確実につながることができるよう努めます。

地域

市民

- ・ 広報紙や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょう。

団体

- ・ 地域住民にさまざまな福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用をよびかけましょう。

【主な市の事業】

情報のバリアフリー化の推進

福祉サービスに関する情報が地域住民に確実かつ効率よく届くようにするため、さまざまな手法の効果的な組み合わせを検討し、視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人市民など情報から疎外されがちな市民の存在をふまえて情報のバリアフリー化を推進します。

地域福祉活動団体等との情報共有の推進

行政及び地域福祉活動団体等が、福祉サービスに関する情報をお互いに共有できるよう、地域住民だけでなくこれらの団体などに対しても情報の収集と提供に努めます。

CSW配置の再編

地域の身近な相談窓口として配置しているCSWについて、現在の事業評価を行うとともに、適正な配置による再編を検討します。

「福祉なんでも相談窓口」(仮称)の設置の検討

民生委員・児童委員などの相談活動を補完する新たな地域の福祉の総合相談窓口として、CSWと社会福祉協議会による「福祉なんでも相談窓口」(仮称)の設置を進め、支援を必要とするあらゆる人の相談に対応するとともに福祉サービスなどに関する情報の提供も行っていきます。

さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実

行政をはじめ相談機能を有する地域福祉活動団体等においては、窓口や電話に加えて、出張やメールなど、さまざまな手段での相談体制づくりに取り組むよう働きかけます。また、担当者の専門性の向上を図るため、研修機会を充実するとともに、民間機関などで実施する研修に関する情報提供などを行います。

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉ネットワーク会議」(仮称)の設置を検討します。 地域福祉活動団体等の交流機会の充実を図ります。
社会福祉協議会・専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内のさまざまな社会福祉法人がその特性を活かし、共通課題として地域福祉の向上を図るため福祉施設連絡会(地域貢献委員会)を設置します。 民生委員・児童委員、CSW等、福祉委員会や社会福祉関係団体との連携強化を図ります。 地域にある社会福祉施設や介護保険施設、学校、医療機関、相談機関等のさまざまな社会資源と地域が協働することで相談支援体制の充実を図ります。 市民の意見を反映した地域福祉活動を推進していくために、皆さんの声を収集していくしくみづくりに努めます。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> 処遇困難事例に対して分野を超えた効果的な支援ができるよう、関係専門機関と連携・協力しましょう。
地域	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 日ごろの見守り活動から地域の福祉課題を早期に把握しましょう。 見守り活動等で把握した地域住民の生活課題を、「福祉なんでも相談窓口」(仮称)ならびに各種の分野別相談窓口につなげていきましょう。

【主な市の事業】

「地域福祉ネットワーク会議」(仮称)の設置の検討

個々の地域住民が抱える生活課題に対して、身近な相談窓口では対応が困難な場合でも、適切な支援に円滑につなげていくことができるよう、関係専門機関が参加し、情報交換や分野を超えた効果的な支援を検討する「地域福祉ネットワーク会議」(仮称)をCSWと社会福祉協議会が中心となり設置を検討します。

地域福祉活動団体等の交流機会の充実

地域福祉活動団体等が互いに情報交換や活動上の問題について話し合うための交流の場について、各地域のCSWと社会福祉協議会が中心となり設置等を検討します。

【方向性】

- ①地域における支え合い・助け合いを推進し、支援を必要とする人が抜け落ちないしくみづくりを構築します。

福祉関係者団体からの声

日ごろの事業や活動において地域住民との関係について期待すること

- ・ 「子ども安全見守り隊」活動の充実
- ・ 認知症利用者への理解
- ・ 障がい者に対する理解を見守ってほしい
- ・ 事業主からの理解が得られること
- ・ 地域住民同士での見守りや声かけができる関係の構築
- ・ 高齢者パワーを結集してボランティアに励んでいる。私たちの活動ぶりを市内一同に認識してもらうこと
- ・ 近隣の高校、中学校、小学校との交流を深めたい
- ・ できるだけマンションの住民の方々とうまくコミュニケーションがとれるように気を付けていき、つどいの広場への理解を求めたい
- ・ こころの病や健康については他人事ではなく、誰もが関係のあることだと気付いてほしい など

今後の事業や活動について市に期待すること

- ・ 校区・地区福祉委員会や民生委員・児童委員の存在や活動内容などについて知って頂き、地域福祉の充実を図ってほしい
- ・ 市が主体となって市民と障がい者が交流を深めるような行事や施策を考えてほしい。作業所の自主製品の販売等を支援してほしい
- ・ 市民に向けた講演会の開催や、市報へ関連記事を掲載してほしい
- ・ 住民への地域ボランティア活動や福祉活動の重要性の浸透と徹底
- ・ 地域住民と事務所の橋渡しをしてほしい
- ・ 事業所の一覧で紹介するのではなく、区画を分けて地区ごとに紹介してほしいなど

今後の事業や活動について社会福祉協議会に期待すること

- ・ 地域住民と事業所が交流できる場の設置をしてほしい
- ・ 校区・地区福祉委員会は地域住民にとって最も身近な区域の地域福祉活動を推進するために、より社会福祉協議会との連携を強化してほしい
- ・ 有償ボランティアの養成 など

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> 地域における見守り体制の充実を図ります
社会福祉協議会 ・ 専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民と地域内の社会福祉施設・NPO・地域包括支援センターなどの相談、専門機関と相互協力ができるよう働きかけを行います
	<p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における見守り体制に向け、地域福祉活動団体等と相互に連携・協力しましょう。
地域	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立しがちな高齢者や障がいのある人の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や見守り活動、生きがい活動、交流活動等を実施していきましょう。

【主な市の事業】

地域における見守り体制の充実

民生委員・児童委員活動、校区・地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動など地域の福祉活動団体により実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるように支援するとともに、地域福祉活動により把握された支援を要する人の情報が、速やかに専門機関につながれ適切に支援され、地域から孤立しないよう、引き続き連携関係の強化を図ります。

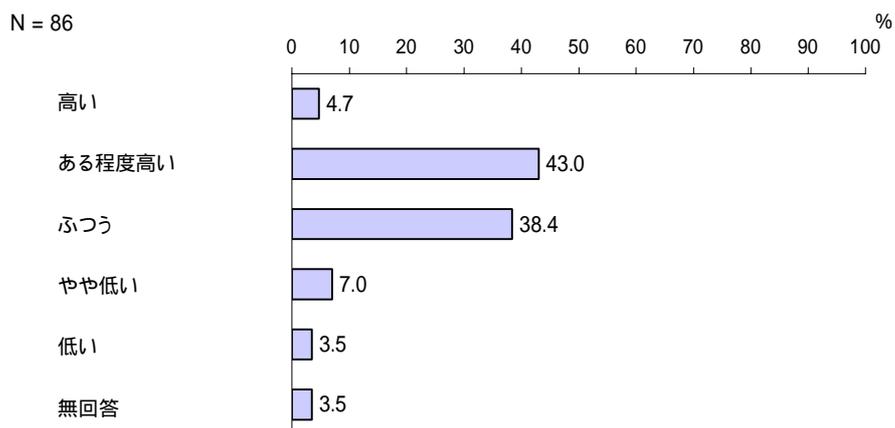
(2) 高齢者、障がい者、子育て支援サービス等の充実 ●●●●●

【現状と課題】

公的な福祉サービスは、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉・介護保険などそれぞれに個別計画のなかで充実が図られてきました。また、地域の助け合いなどによるサービスの提供もさまざまな団体やボランティアなどにより活発に展開されつつあります。

ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待等が、新たな社会問題が顕在化している中、さまざまな地域のニーズに対応していくため、各々の個別計画に基づいて、関係各課と連携を図りながら支援体制の整備を進めることが必要です。

《福祉関係者団体アンケート》問 富田林市の福祉水準についての評価（単数回答）



【方向性】

①関連する個別計画に基づき、適切な福祉サービスの提供を行います。

【担い手と取り組み】

市

- ・ 関連計画の周知を図るとともに、施策や事業を計画的に推進します。
- ・ 地域保健福祉医療の充実を図ります。
- ・ 福祉サービス提供機関における苦情解決体制等の設置を促進します。

社会福祉協議会・専門職等

社会福祉協議会

- ・ 地域で安心して生活できるよう支援を必要とする人の見守り機能を強化します。
- ・ 在宅生活における高齢者・障がい者支援体制を強化します。

専門職等

- ・ 実施している各種福祉サービスにおいて、利用者の立場に立った、質の高いサービスの提供に努めましょう。
- ・ 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの充実に努めましょう。
- ・ 利用者からの苦情や要望を聴き、改善していく環境をつくりましょう。
- ・ 第三者評価を受け、その結果を公表していきましょう。

地域

団体

- ・ 地域福祉に関する行政諸計画や福祉サービス提供機関における苦情解決制度について理解を深めていきましょう。

【主な市の事業】

関連計画の周知及び施策・事業の計画的な推進

地域福祉に関連する行政計画（富田林市次世代育成支援行動計画、富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、富田林市障がい福祉計画・障がい者計画、健康とんだばやし21、富田林市地域防災計画、富田林市人権行政推進基本計画、富田林市男女共同参画計画、富田林市多文化共生推進指針、富田林市市民公益活動推進指針、富田林市交通等バリアフリー基本構想、富田林市生涯学習推進基本構想・基本計画、雇用・就労支援計画など）を広く市民に周知するよう努めるとともに、これら計画における施策・事業を計画的に推進します。

地域保健福祉医療の充実

居宅介護支援事業や訪問看護サービス事業の充実を図り、安定かつ安心できる在宅療養を推進し、総合的な在宅支援サービスの提供に努めます。

福祉サービス提供機関における苦情解決体制等の設置促進とその周知徹底

福祉サービス提供機関において適切な福祉サービスの提供を図るため、以下の取り組みについて促進していきます。

- ・ 苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員設置による苦情解決体制の確立
- ・ 福祉サービス第三者評価システムの活用及び自己評価制度の導入
- ・ 福祉サービスに係る苦情解決機関である大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の周知

【主な市の事業】

児童・高齢者などへの虐待や配偶者等に対する暴力防止のための取り組みの推進

地域に潜在したまま表面化していない虐待事案もあると推察されることから、今後も虐待の早期発見、予防、適切な支援・対応を行うため、関係者相互の協力・連携体制を強化します。

日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用の促進

すべての人が健全な生活の基礎が確保できるよう、さまざまな機会を捉えて日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容や利用方法などについて情報提供し、その周知と利用促進を図ります。

また市民後見人の導入を進めていきます。

(4) 交通、施設における福祉のまちづくり

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、生活領域を拡大し、さまざまな社会参加が可能となるような交通・施設における整備が求められます。

本市では、「富田林市交通等バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路（道路）と施設を中心に、歩道の改良や誘導ブロックの整備などを行い、バリアフリー化工事を進めています。

今後も引き続き、多くの人々が利用する都市施設や公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、人にやさしいまちづくりを推進するための取り組みが求められているとともに、地域組織と連携して、福祉サービスなどの対象とならない人に対する移動支援を図るためのしくみづくりが必要です。

【方向性】

- ①既存施設についてバリアフリー化を推進するとともに、新規施設についてはユニバーサルデザインによる施設整備を推進します。

校区ワークショップからの声

生活環境について

- 道路が狭いが、抜け道として車を通行するため、危険箇所が多い
- レインボーバスのバス停が減っている など

【担い手と取り組み】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的建築物等の改善や整備を進めます。 ・ 外出活動や移動などを支援するサービスを充実します。
社会福祉協議会 ・ 専門職等	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ とんだばやし街角トイレ運動を展開していきます。 ・ まちかどふれあいベンチの設置を進めます。
	<p>専門職等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
地域	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町中で車いすの人や白い杖の人などを見かけたときに手を差し伸べたり、交通機関の中で席を譲り合ったりするなど、支え合い、助け合いを心がけましょう。 ・ 障がいや高齢者等に対する理解を深めましょう。

【主な市の事業】

公共的建築物等の改善・整備

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくため、公共的建造物や公園などの施設について、大阪府福祉のまちづくり条例や富田林市交通等バリアフリー基本構想、その他各種法令等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、改善・整備を進めます。

外出活動や移動などを支援するサービスの充実

高齢者や障がい者などが自分の意思でさまざまな活動に参加できるようにするため、ガイドヘルパー、介護タクシーなどの移動支援などのサービスの広報に努め、その利用促進を図ります。

また、利用条件などの制約が比較的少なく、より利用しやすい移動支援のあり方について検討します。

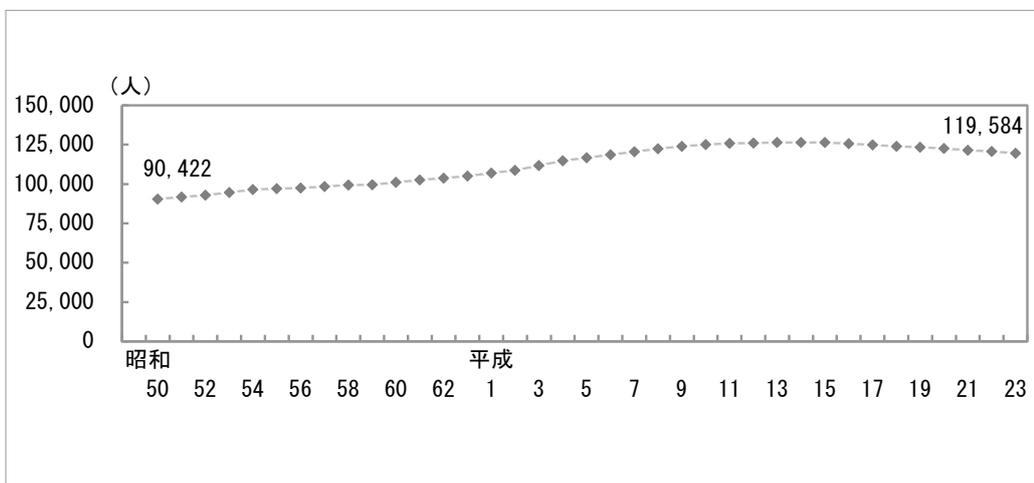
参 考 资 料

1 人口、世帯などの状況

(1) 人口の推移と将来推計

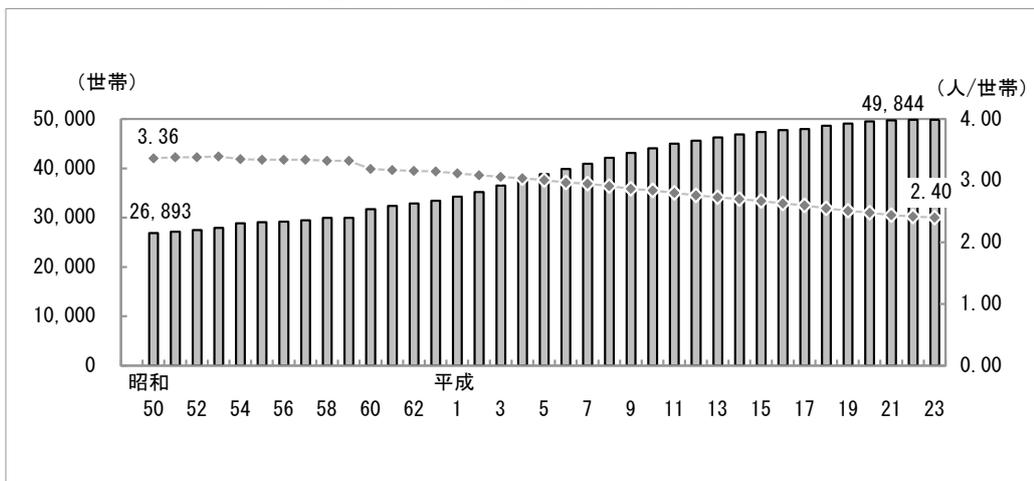
本市の人口は増加を続けてきましたが、平成14年をピークに減少傾向にあり、平成23年3月末現在で119,584人となっています。また、世帯数は増加が続いており、49,844世帯、平均世帯人員は2.4人となっています。

図 人口推移



資料：市民人権部市民窓口課（各年9月30日現在）

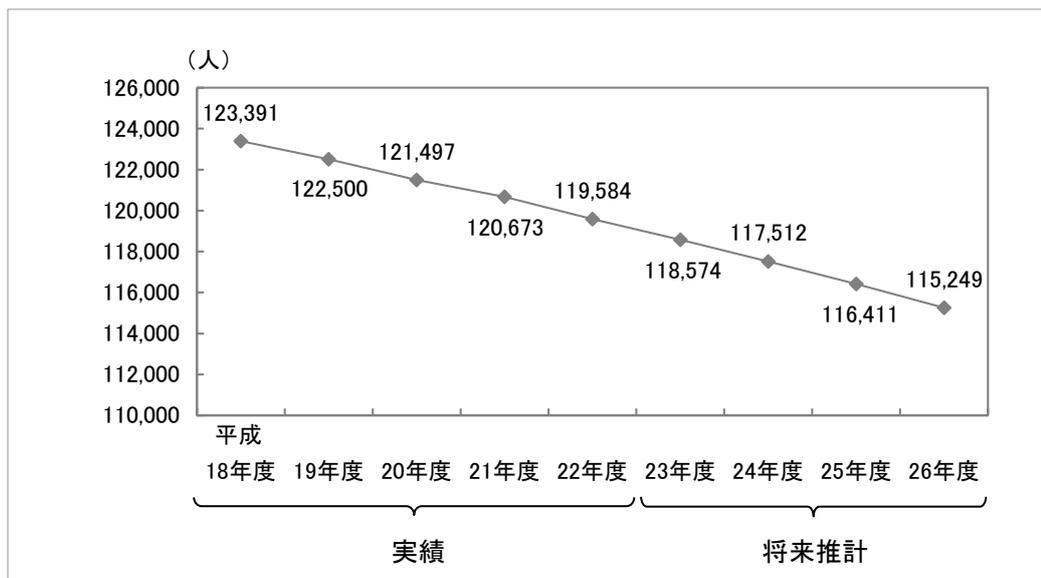
図 世帯数・平均世帯人員の推移



資料：市民人権部市民窓口課（各年9月30日現在）

本計画の上位計画である総合計画では、平成 27 年度における将来人口 125,000 人と想定していますが、平成 22 年度の実際の人口は、この将来人口を下回っています。このため、最近の平成 18 年度から平成 22 年度末（3 月 31 日現在）の人口からコーホート変化率法を用いて、本計画における将来推計を行いました。この結果、目標年度の平成 26 年度末（3 月 31 日現在）の人口を 115,249 人と見込まれます。

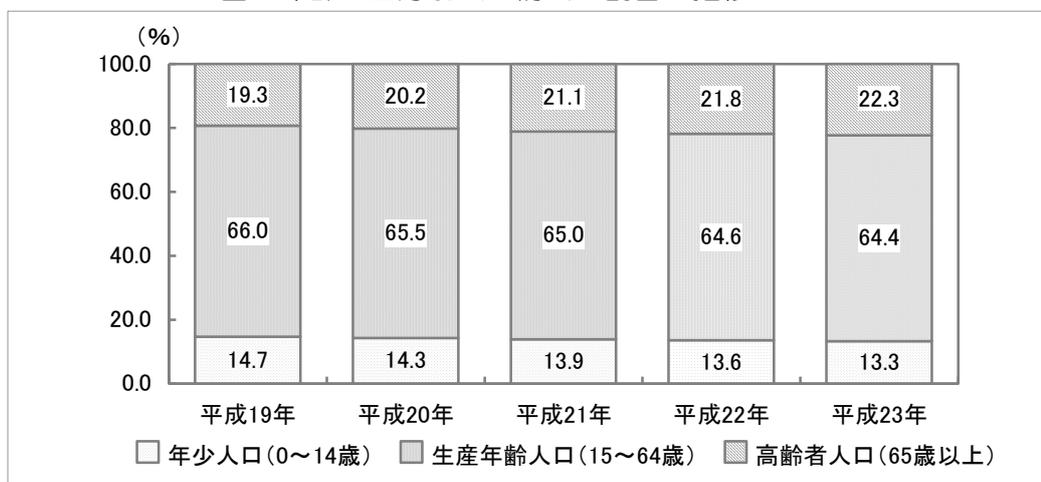
図 将来推計



(2) 年齢別割合の推移

高齢化率は平成 23 年 9 月 30 日現在では 22.3%に達しています。

図 年齢3区分別人口構成の割合の推移

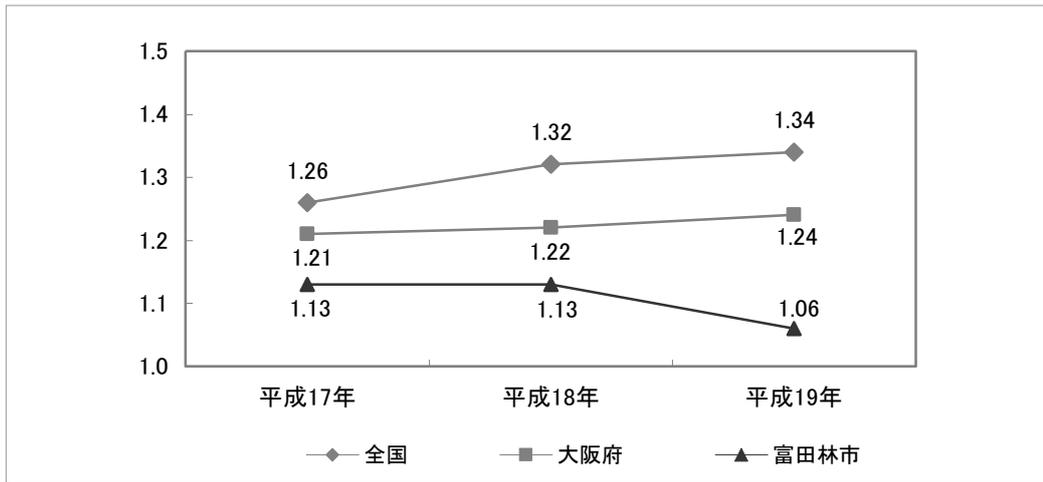


資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、大阪府は増加傾向にあり、平成 19 年においては全国で 1.34、大阪府で 1.24 となっていますが、本市においては減少傾向にあります。

図 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

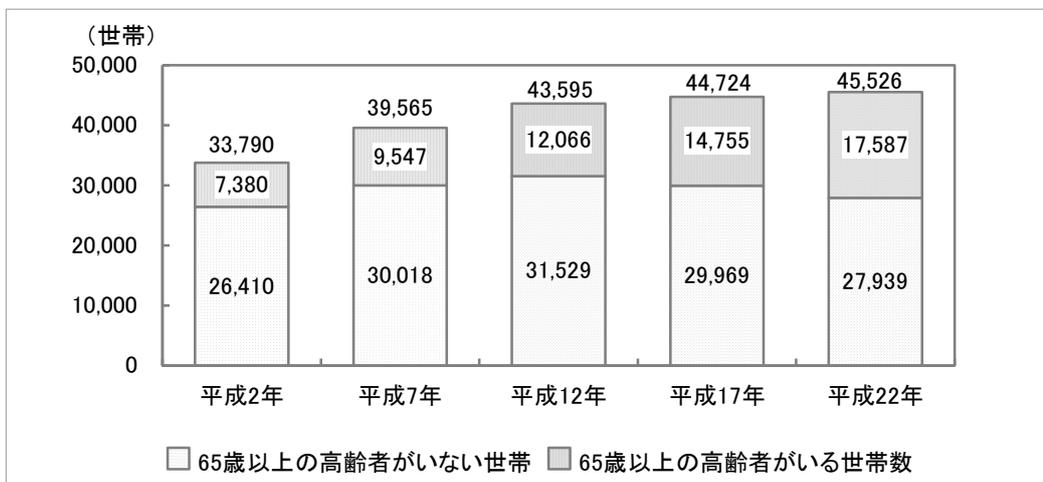
(4) 高齢者のいる世帯の推移

① 高齢者のいる世帯の推移

本市の一般世帯は増加を続けており、平成 22 年には 45,526 世帯となっています。

65 歳以上の高齢者のいる世帯は増加を続けています。

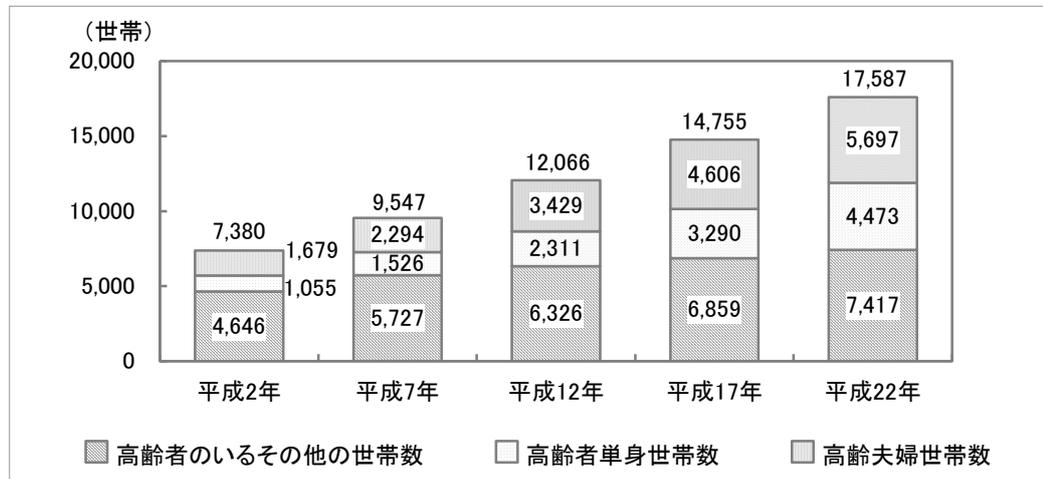
図 一般世帯の推移



資料：国勢調査

65歳以上の高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯が大きく増加しています。

図 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

注)

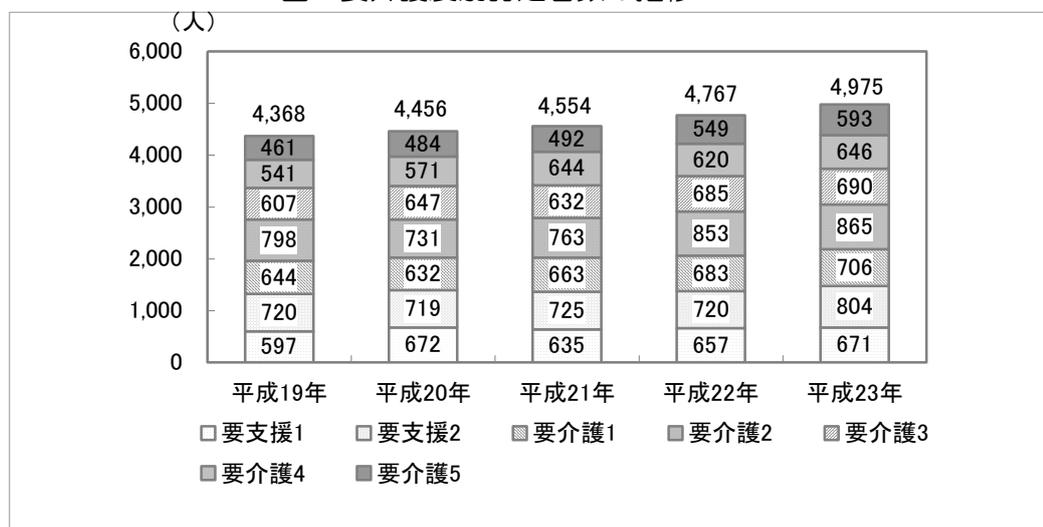
一般世帯：総世帯から施設等の世帯（寮・寄宿舍、病院、社会施設等の入所者）を除く世帯
 高齢者単身世帯：65歳以上の人ひとりのみの一般世帯
 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

(5) 要介護認定者の推移

① 要介護認定者の推移

要介護認定者数は年々増加しています。

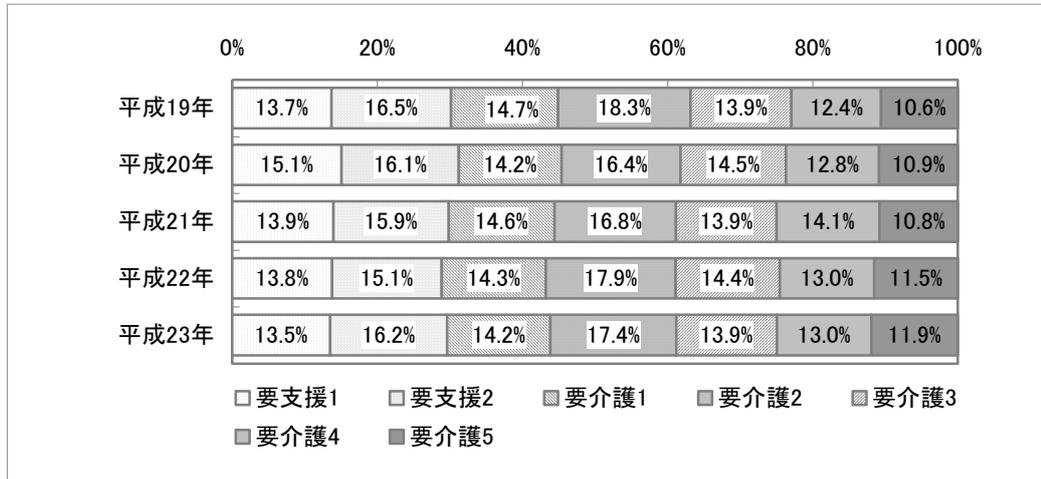
図 要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（10月）

要介護度別構成比の推移をみると、軽度（要支援1～要介護1）の占める割合が低下し、重度（要介護4、5）の占める割合が上昇しています。

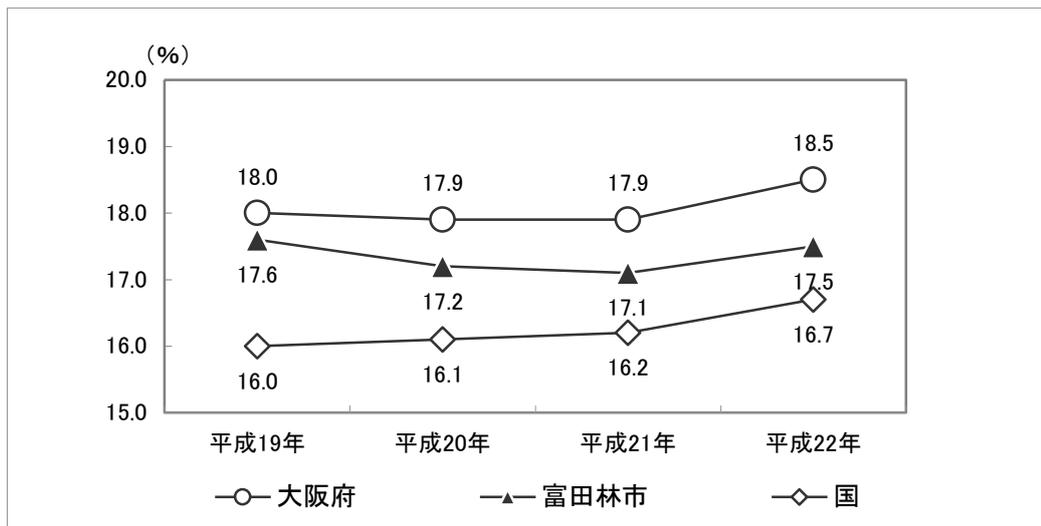
図 要介護度別構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告（10月）

第1号被保険者の要介護認定率は、やや上昇しています。国、大阪府の認定率と比較すると、大阪府よりは低くなっているものの、国よりは高い水準で推移しています。

図 第1号被保険者の要介護認定率の国、大阪府との比較



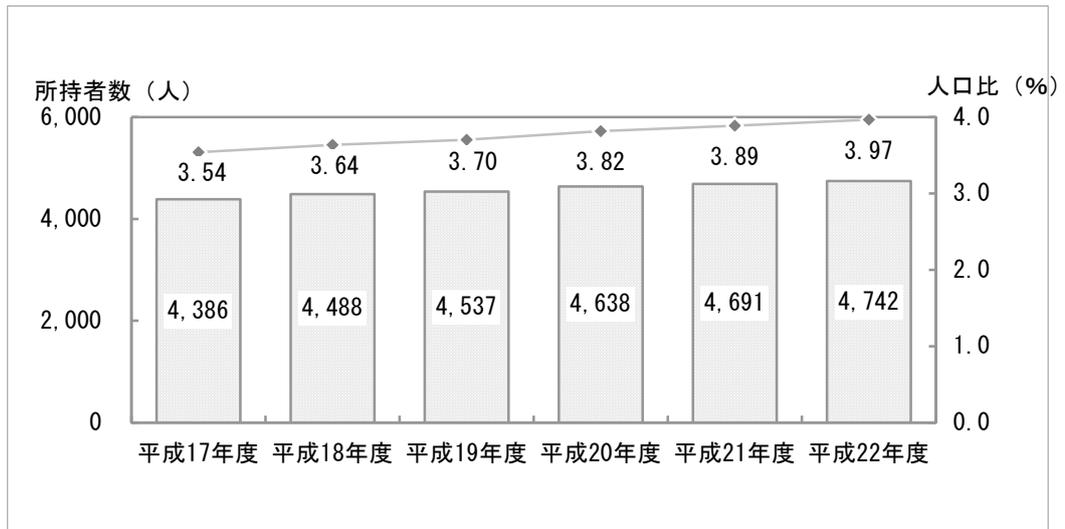
資料：介護保険事業状況報告（10月）

(6) 障がい者（児）数の状況

①身体障がい者手帳所持者数の状況

身体障がい者手帳所持者の推移をみると、所持者数、人口比率ともに増加傾向にあり、平成22年度末、4,742人（人口比3.97%）となっています。

図 身体障がい者手帳所持者の推移

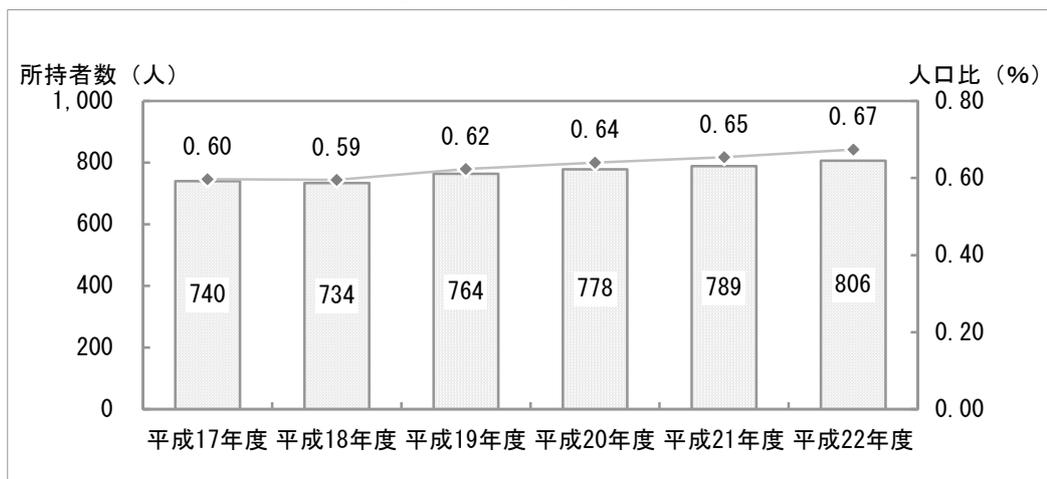


資料：身体障がい者手帳交付台帳 ※各年度末（3月末現在）

②療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成22年度末、806人（人口比0.67%）となっています。

図 療育手帳所持者数の推移

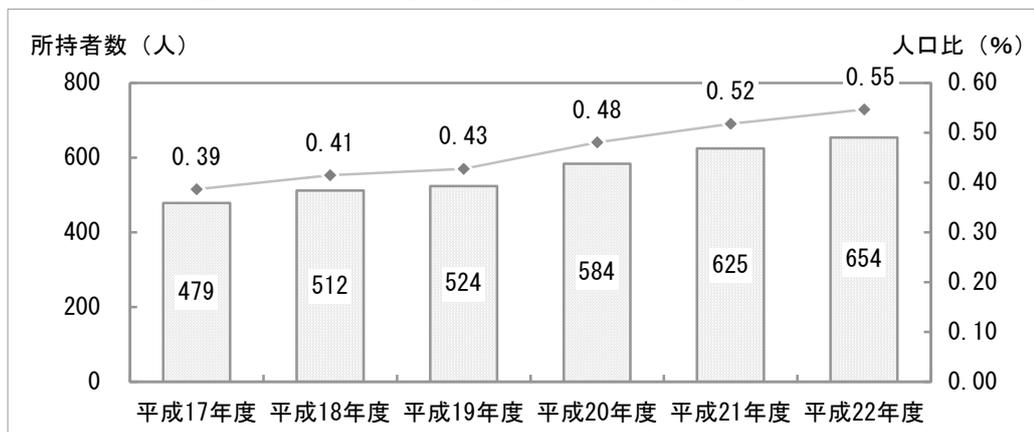


資料：各年度末（3月末現在）

③精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、所持者数、人口比率ともに増加傾向にあり、平成22年度末、654人(人口比0.55%)となっています。

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

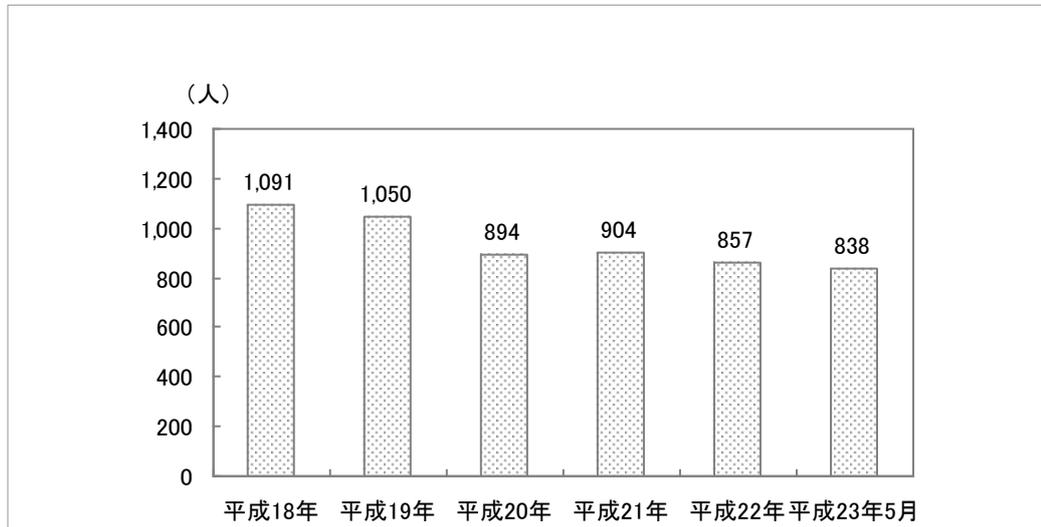


資料：各年度末（3月末現在）

(7) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用者数をみると、平成23年5月においては838人です。推移をみると、少子化の進行に伴い、利用者数は減少傾向にあります。

図 放課後児童クラブ利用者数の推移

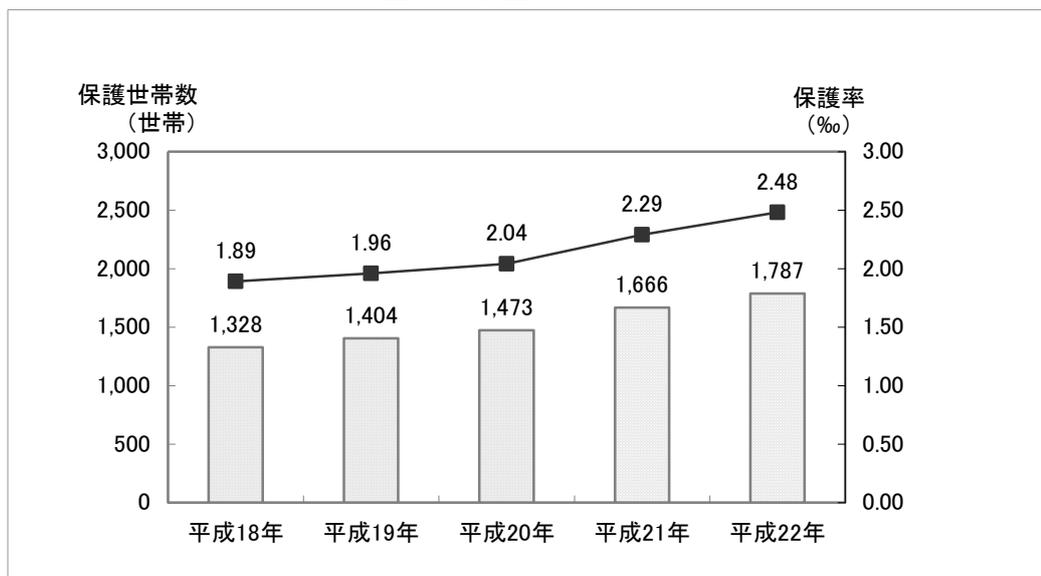


資料：子育て福祉部子育て支援課 各年度（5月）

(8) 生活保護世帯の状況

平成22年における本市の生活保護世帯は1,787世帯、保護率は2.48パーセント（1,000世帯あたり2.48世帯）です。ここ数年の推移をみると、特に平成21年以降増加数が多くなっています。

図 生活保護世帯の推移



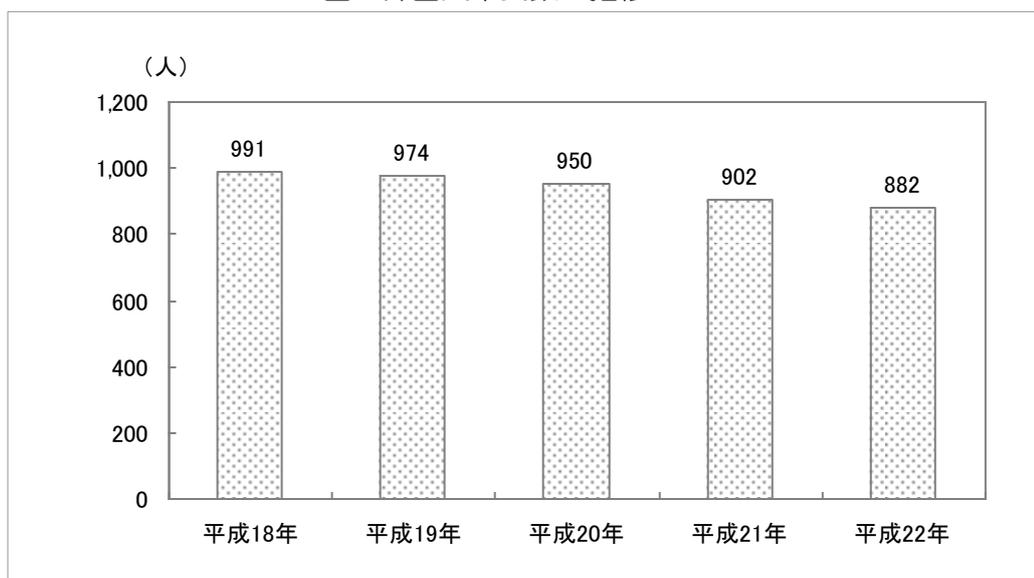
資料：子育て福祉部生活支援課 各年度末（3月末現在）

(9) 外国人市民の状況

平成22年における外国人市民数は882人です。推移をみると、平成18年以降減少傾向にあります。

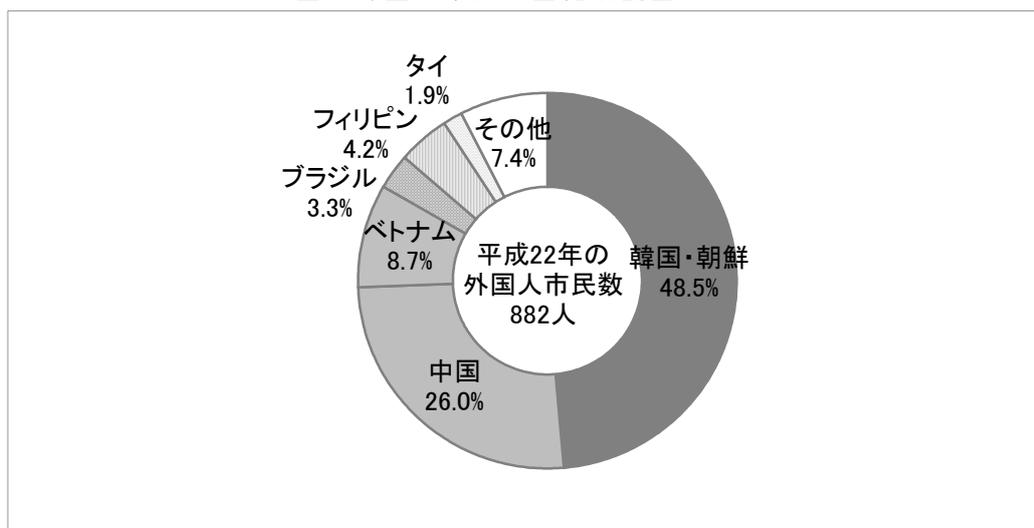
平成22年の外国人市民の国籍別割合をみると、韓国・朝鮮が48.5%と約5割を占め、以下、中国(26.0%)、ベトナム(8.7%)などの順であり、これら上位3つで83.2%と8割強を占めます。

図 外国人市民数の推移



資料：市民人権部市民窓口課 各年度末(3月末現在)

図 外国人市民の国籍別割合



資料：市民人権部市民窓口課 各年度末(3月末現在)

2 地域福祉活動団体等の状況

(1) 町会・自治会

町会・自治会は、さまざまな活動を通じて地域住民がお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、原則として、町又は丁目単位（住居表示実施区域）、字単位（住居表示未実施区域）で組織されています。

町会・自治会では、地域集会所の設置・維持管理、各家庭への「広報とんだばやし」などの配布のほか、地域美化（ごみ置き場の設置・維持管理、地域清掃、排水路の清掃など）、交通安全（カーブミラーの設置要望など）、防犯（防犯灯の設置・維持管理、年末夜警など）、防災（自主防災組織の設置など）、自治振興などのさまざまな地域の課題に取り組んでいます。

(2) 富田林市社会福祉協議会

富田林市社会福祉協議会は、「社会福祉法」第109条に規定された「市町村社会福祉協議会」に位置づけられる民間団体（社会福祉法人）です。

「社会福祉法」では、市町村社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことによって、地域福祉の推進を図ることを目的とする、と定めています。

富田林市社会福祉協議会は、地域住民と一緒に富田林市で安心して暮らしていくことができるよう、福祉の視点からのまちづくりを支援をすることを目的とした団体であり、市内の各種団体が組織構成会員として参画し、協議を経て、上記の目的達成のために下図のようなさまざまな事業を実施している団体です。

富田林市社会福祉協議会の主な事業

■地域福祉の推進に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワーク活動（校区・地区福祉委員会活動支援） ○相談事業「心配ごと相談」 ○日常生活自立支援事業「ほっと」 ○生活福祉資金の貸付 ○当事者団体・福祉団体への支援 ○イベント機器貸出し
■ボランティア活動に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの募集、ボランティアの派遣・調整 ○ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付 ○ボランティアに関する調査
■在宅福祉サービスに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅給食サービス ○車いす等の貸し出し ○地域包括支援センター事業 ○外出支援事業 ○デイサービスセンター事業「かがりの郷」
■その他	<ul style="list-style-type: none"> ○善意銀行 ○共同募金、歳末助け合い運動 ○社会福祉協議会賛助会員制度 ○富田林市立コミュニティセンター「かがりの郷」の指定管理 ○富田林市立総合福祉会館の指定管理 ○献血推進協議会

(3) 校区・地区福祉委員会

福祉委員会は、原則として小学校区とし（校区の事情によって、より狭い地域を区域として設定している地域もあります。）、それぞれの区域において、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。それぞれの区域では、校区・地区福祉委員会を基盤に、地域住民が主体となって知恵と力を出し合い、そこに住むすべての地域住民が安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

校区・地区福祉委員会では、小地域ネットワーク活動として、いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい交流、友愛訪問、啓発活動などのうち、それぞれの区域の実情に応じて特色ある活動を行っています。また、地域住民どうしの助けあいやつながりを深めていくためのしくみづくりとして、「地域福祉行動計画」の策定にも取り組んでいます。

(4) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、「児童福祉法」に定める「児童委員」としてもふさわしい市民が、それぞれの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者です。

民生委員・児童委員は、「民生委員法」第1条に掲げられているとおり、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。また、民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する連絡・調整、必要な資料・情報の収集、職務に必要な知識・技術に関する研修、行政への意見具申などを行っています。

富田林市民生委員児童委員協議会では、高齢者や障がい者など援助を要する地域住民に対して在宅援護を行い、要援護者台帳の整備・活用を図るとともに見守り活動を行うなど、地域の福祉活動に関する事業の計画・調整等の支援を行っています。また、校区・地区福祉委員会などと積極的に連携し、小地域ネットワーク活動を促進しています。

(5) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

CSWは、地域において支援を必要とする人に対する「見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ」機能を強化し、地域福祉の計画的な推進を図るために配置されるソーシャルワーカーです。CSWは、地域福祉に関わるさまざまな専門機関や活動主体と連携・協働して、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、支援を必要とするあらゆる人や家族への支援に取り組み、自立生活支援のための基盤づくりとして「いきいきネット（地域健康福祉セーフティネット）」の構築を図っています。

本市では、現在、5箇所に「いきいきネット相談支援センター」を整備し、各センターに1名のCSWを配置しております。

地域住民が抱える生活課題の複雑化・潜在化などが進む中で、また、地域福祉の担い手が多様化（多元化）する中で、対応が難しい生活課題などに対しては、地域福祉活動団体等が連携・協働してその解決に向けて取り組むことが重要です。

(6) 福祉サービス提供機関

富田林市内にある主な福祉サービス提供機関を、次頁の表のとおり、高齢者関係、障がい者関係、児童関係に分けて整理しました。

高齢者関係では、介護保険事業者のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、街かどデイハウス、シルバー人材センターなどがあります。また、地域に対する社会福祉法人の公益活動として、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の社会貢献事業が4法人で取り組まれており、地域住民の総合生活相談や支援を行っています。

障がい者関係では、「障害者自立支援法」に基づき、福祉サービスを提供する事業者のほか、障がい者就業・生活支援センターなどがあります。また、富田林市内には、知的障がい者の入所施設であり、自立を目指した生活支援施設でもある「大阪府立金剛コロニー（金剛コロニー）」があります。また、金剛コロニーを退所して、グループホームなど地域で生活している知的障がい者もおり、金剛コロニーが開設した地域生活総合支援センター「ゆう」では、総合相談や具体的な支援、関係機関とのネットワークづくり、グループホーム入居者の生活・就労支援、居宅介護事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプ）を行っています。

児童関係では、保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、子育て支援センターのほか、大阪府の機関である子ども家庭センター（児童相談所）があります。

表 主な福祉サービス提供機関の状況（平成23年8月現在）

分野	事業又は施設の種類	事業所数又は施設数
高齢者関連	居宅介護支援事業者	44 事業所
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	44 事業所
	訪問看護	7 事業所
	通所介護（デイサービス）	26 事業所
	通所リハビリテーション（デイケア）	2 事業所
	短期入所生活介護	7 事業所
	短期入所療養介護	2 事業所
	福祉用具貸与	8 事業所
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	8 事業所
	介護老人福祉施設	6 事業所
	介護老人保健施設	2 事業所
	地域包括支援センター	3 か所
	在宅介護支援センター	6 か所
	訪問看護ステーション	3 か所
	街かどデイハウス	5 か所
シルバー人材センター	1 か所	
障がい者関連	居宅介護（ホームヘルプ）	15 事業所
	重度訪問介護	15 事業所
	行動援護	1 事業所
	短期入所（ショートステイ）	8 事業所
	生活介護	7 事業所
	共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）	4 事業所（54 か所）
	就労継続支援（A型・B型）	2 事業所
	移動支援	10 事業所
	南河内南障害者就業・生活支援センター	1 か所
児童関連	保育園	14 園（公立7園、私立7園）
	幼稚園	18 園（公立12園、私立6園）
	児童館	1 館
	学童クラブ	16 クラブ
	つどいの広場	6 か所
	子育て支援センター	2 か所
	ファミリー・サポート・センター	1 か所
子ども家庭センター（児童相談所）	1 か所	

(7) ボランティア、NPOなど

本市では、既に述べたとおり、富田林市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集及び派遣・調整、ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付、ボランティアに関する調査などの活動を行っています。また、本市が設置した富田林市市民公益活動支援センターにおいても、市民公益活動に関する情報提供、相談（NPO法人設立相談、ボランティア相談など）への対応、市民公益活動やボランティア活動に対する支援（事務機器等の利用など）、市民公益活動団体やボランティア団体との交流支援などの活動を行っています。

平成23年11月現在、ボランティアセンターに登録しているボランティアグループは15グループあり、その他、給食・保育・災害の個人登録者が197名います。また、富田林市市民公益活動支援センターに登録している団体は、平成23年7月現在で59団体あります。

表 団体登録ボランティア

	グループ名	活動内容	活動日
1	とじぼ (富田林自助具製作ボランティアグループ)	依頼を受けて、その方がより自立した快適な日常生活をおくるための自助具の製作	毎月第2土曜日・第4日曜日、その他随時
2	富田林市朗読ボランティアグループ「くさぶえ」	広報紙などのテープ作成、録音図書の制作、対面朗読の実施	毎月第3水曜日、その他月2日程度
3	喫茶ボランティア なごみ	総合福祉会館にて喫茶なごみの実施、コロンへのコーヒー出前教室など	毎週月曜日・水曜日・金曜日
4	要約筆記サークル「はなみずき」	聴覚障害の方々へ情報を書いて伝える活動。ノートイクやOHPなど	毎月第1日曜日・第3土曜日
5	トンボ	介護用品や手芸品の制作・修理	毎月第2木曜日
6	拡大写本ボランティアグループ「ゆめの会」	弱視児童・生徒の教科書を手書きやパソコン等で見やすく拡大し、製本する	毎月第2火曜日、その他随時
7	とんだばやし おもちゃ病院	壊れたおもちゃの無償修理を通して、物を大切にすることを伝える	毎月第1・3日曜日
8	日舞グループ	高齢者施設の方々をご招待・訪問し、発表会を開催、その他随時発表会	毎月第1・第3火曜日(定例稽古)
9	りすの会	おしぼり・おむつたたみお手伝い、踊りの披露	毎週土曜日、踊りの披露は8か所を月1回訪問
10	南河内精神保険福祉ボランティアグループ すばる	地域活動支援センター等に通所されている方々と、ソフトボールやミカン狩りなどのイベントを通して触れ合う	毎月第2火曜日
11	ボランティア金剛グループ	お年寄りと関わりながら、買い物の付き添いや縫物、行事のお手伝いなど	毎週水曜日・金曜日
12	在宅ボランティアグループ「にんじん」	毎月行うミニデイサービスへ向けた準備、当日の開催、その他依頼に応じて行事等のお手伝い	毎月第1・第3木曜日
13	地域応援団	地域で暮らす障害者・高齢者の方々からの依頼に応え、寄り添いや見守りながら、その方々と共にひと時を過ごす	毎月第1水曜日(情報交換)、その他随時
14	富田林点訳サークル	市からの刊行物や依頼物、視覚障害者の方からの希望図書・記事の点訳	毎週月曜日と月末一週間
15	傾聴ボランティア「またあした」	在宅を中心に話し手の気持ちに優しく寄り添い、話を否定せず、思いやりや温かい心で話を聴き、悩んでいることを整理がつくように支援する	毎月第4日曜日

	個人登録	活動内容	活動日
1	給食グループ	高齢者、障がい者の安否確認及び食生活向上を目的に在宅配食を行う	運転 月～金(10時～12時) 配食 月・水・金(10時～12時)
2	保育ボランティア	講座等を受けている時の子どもの見守り	不定期・依頼があった際に派遣
3	災害ボランティア	事前に登録していただき、防災訓練の参加や被災地支援を行う	災害時に活動

3 富田林市地域福祉計画委員会 設置要綱

富田林市要綱第79号

富田林市地域福祉計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、計画の案に対する意見を求めるため、富田林市地域福祉計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公募市民
- (5) 前各号のほか市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

4 富田林市地域福祉計画委員会 委員名簿

要綱（分野）	氏名	所属
2条2項1号（学識経験者）	おの たつや ◎小野 達也	大阪府立大学人間社会学部
2条2項2号（医療関係者）	ほりの としお 堀野 俊男	社団法人 富田林医師会
2条2項3号 （福祉関係者）	いまにし えいじ 今西 英二	社協登録ボランティア 在宅配食サービス
	おかもと さとこ 岡本 聡子	NPO 法人ふらっとスペース金剛
	とおさか たかし ◎遠坂 貴史	コミュニティソーシャルワーカー
	なかにし ますみ 中西 眞澄	老人クラブ連合会
	はっとり かずお 服部 一夫	NPO 法人あい 地域活動支援センター ときわぎ
	はやま ひろあき 端山 弘明	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
	ふかわ はじめ 扶川 始	身体障害者福祉協会
	みやざき ゆきみ 宮崎 幸美	心身障害児（者）父母の会
	やまもと としお 山本 俊雄	民生委員・児童委員協議会
	やまもと なおみ 山元 直美	小中学校長会
2条2項4号 （公募市民）	あさだ くにこ 浅田 恭仁子	公募市民
	やまもと じゅんこ 山本 順子	公募市民
2条2項5号 （市長が適当と認めるもの）	やまうち のぶゆき 山内 庸行	町総代会

◎委員長 ○副委員長

（各分野内 五十音順）

5 策定経過

年月日	主な内容
平成 23 年 3 月 31 日	第 1 回富田林市地域福祉計画委員会 ・ 会議の公開等について ・ 第 2 期計画地域福祉計画の策定について ・ 今後のスケジュールについて ・ 市民アンケート調査項目について ・ 福祉関係者アンケート調査項目について
平成 23 年 5 月 6 日 ～ 平成 23 年 5 月 20 日	市民アンケート調査実施 ・ 20 歳以上の市民 2,000 人 ・ 有効回答 1,080 通
平成 23 年 9 月 9 日	第 2 回富田林市地域福祉計画委員会 ・ 第 2 回委員会の位置付け（スケジュール） ・ 市民アンケート調査結果報告について ・ 第 1 期計画の検証について ・ 福祉アンケート調査票（案） ・ 社会福祉協議会ワークショップについて
平成 23 年 10 月 3 日 ～ 平成 23 年 10 月 17 日	福祉関係アンケート調査実施 ・ 福祉活動者 165 人 有効回答 138 通 ・ 福祉団体 135 人 有効回答 86 通
平成 23 年 12 月 6 日	第 3 回富田林市地域福祉計画委員会 ・ 第 3 回委員会の位置付け（スケジュール） ・ 福祉関係アンケート調査結果報告について ・ 社会福祉協議会ワークショップ結果報告について ・ 第 2 期計画の体系（案）について
平成 24 年 2 月 6 日	第 4 回富田林市地域福祉計画委員会 ・ 第 2 期計画（素案）について
平成 24 年 2 月 24 日 ～ 平成 24 年 3 月 19 日	計画素案に対するパブリックコメントの実施

6 アンケート調査票

(1) 市民

共に生き、共に支え合う福祉のまちをめざして

～市民意識調査へのご協力をお願いします～

市民の皆さまには、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、富田林市では現在、共に生き、共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりをめざして「富田林市地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。この調査は、市民の皆さんの地域に対する思い、日々の生活をする中で抱えている様々な課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などをお聞きし、計画づくりにあたった際の貴重な資料とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23(2011)年5月

富田林市長 多田利章

ご記入にあたってのお願い

1 回答をお願いしている人について

- ・この調査では、市内にお住まいの20歳以上の人の中から無作為に2,000人を選ばせていただき、アンケート調査への回答をお願いすることになりました。
- ・封筒の宛名の自身(ご本人)がご回答ください。なお、どうしてもご本人による回答が難しい場合は、他の人がご本人のお答えをお聞きの上、代筆していただいても結構です。

2 回答の仕方について

- ・回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問に当たっては、あらかじめはまる番号に○印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。
- ・回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成23年5月20日(金)までに郵便ポストに投函してください。

3. その他

- ・調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に使われたりすることは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
 富田林市 子育て福祉部 地域福祉課
 電話: (0721) 25-1000 内線 162、ファックス: (0721) 23-0121

1 あなたやあなたのご家族のことについてお尋ねします

問1 あなたの性別はどちらですか。(どちらかに○)

1. 男性 2. 女性

問2 年齢はおいくつですか。平成23年4月1日現在でお答えください。(○は1つ)

1. 20～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳 4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳
7. 50～54歳 8. 55～59歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳 11. 70～74歳 12. 75歳以上

問3 現在、一緒に住んでいるのはどなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。(○はいくつでも) ※配偶者は届出の有無に関係なく、お選びください。

1. ひとり暮らし 2. 配偶者 3. 子ども(子どもの配偶者も含む。)
4. 父親(配偶者の父親も含む。) 5. 母親(配偶者の母親も含む。)
6. 孫 7. 祖父(配偶者の祖父も含む。)
8. 祖母(配偶者の祖母も含む。)
9. 兄弟姉妹(配偶者の兄弟姉妹も含む。)
10. その他(具体的に)

問4 一緒に住んでいるご家族(あなたも含めて)の中に、障がいのある人はおられますか。(どちらかに○)

1. いる 2. いない

問4で「1. いる」と答えた方にお聞きます

問4-1 それは、どなたですか。(○はいくつでも)

1. あなた自身
2. あなた以外のご家族(具体的に)

問5 あなたのお住まいの形態は次のどれですか。(○は1つ)

1. 一戸建ての特成家 2. 一戸建ての借家 3. 分譲マンション
4. 賃貸マンション・アパート 5. 公営住宅 6. 社宅、官舎、寮
7. 下宿 8. その他(具体的に)

問6 あなたのご職業は次のどれですか。(○は1つ)

1. 農業 2. 自営業 3. 会社員(役員を含む。)
4. 公務員、教員など 5. 団体職員(役員を含む。)
6. パート・アルバイト
7. 派遣社員、契約社員など 8. 学生 9. 専業主婦
10. 無職 11. その他(具体的に)

問7 あなたのお住まいのある小学校区はどちらですか。(○は1つ)

1. 喜志西小学校区 2. 喜志小学校区 3. 新池小学校区
4. 富田林小学校区 5. 川西小学校区 6. 錦郡小学校区
7. 彼方小学校区 8. 大伴小学校区 9. 東条小学校区
10. 南辺台小学校区 11. 久野臺台小学校区 12. 寺池台小学校区
13. 伏山台小学校区 14. 藤沢台小学校区 15. 小金台小学校区
16. 向陽台小学校区

校区がわからない方は、お住まいの町名をお書きください。→ [町名:]

問8 問7の小学校区での居住年数は何年ですか。(○は1つ)

1. 1年未満 2. 1～5年 3. 6～10年 4. 11～15年
5. 16～20年 6. 21～25年 7. 26～30年 8. 31年以上

問9 お住まいの地域に対して、愛着を感じていますか。(○は1つ)

1. たいへん愛着を感じている 2. 少し愛着を感じている
3. あまり愛着を感じていない 4. まったく愛着を感じていない
5. わからない

問10 あなたとご近所の人とは、どの程度の付き合いをしていますか。(○は1つ)

1. 特に用事が無くても行き来し、困ったときには助け合える人がいる
2. 家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる
3. 顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる
4. 顔が合えば、あいさつする程度の人しかいない
5. 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
6. 近所付き合いはしない
7. その他(具体的に)

問11 ご近所の人との付き合いについて、どのように考えていますか。(○は1つ)

1. 近所付き合いは積極的にしたほうが良いと考えている
2. 自分以外の家族がしているので、特にしようと考えていない
3. 隣近所ことは干渉せず、付き合いもほどほどと考えている
4. あまり隣近所とかわりを持ちたくないと考えている
5. 近所付き合いそのものが面倒であるとと考えている
6. 特に考えていない
7. その他(具体的に)

2 暮らしの中で感じている生活課題などについてお尋ねします

問 12 この1年間において、「あ」とき、ボランティアやご近所の人等による支援(手助け)があれば助かったのに・・・」と思えるようなことがありましたか。(どちらかに○)

1. あった	2. なかった
問 12で「1. あった」と答えた方にお聞きします	
問 12-1 それは、どんなことでしたか。(自由に)	

問 13 日々の暮らしの中で、不安や悩みを感じていますか。困っていることはありませんか。(○はいくつでも)

1. 自分の健康のこと
2. 家族の健康のこと
3. 自分の老後のこと
4. 家族の老後のこと
5. 子育てに関すること
6. 子どもの教育や将来のこと
7. 看護や介護のこと
8. 家計や経済的なこと
9. 自分の仕事のこと
10. 家族の仕事のこと
11. 家族内の人間関係
12. 地域・隣近所の人間関係
13. 地域の安全(防犯、交通安全等)のこと
14. 災害に関すること
15. 人権などに関すること
16. その他(具体的に)
17. 特に悩みや不安は感じていない

問 14 日々の暮らしの中で、不安や悩みを抱えたとき、どこに相談しますか。(○はいくつでも)

1. 家族、親族
2. 友人、知人
3. 職場の上司、同僚など
4. 隣近所の人、町内会・自治会の役員など
5. 民生委員・児童委員
6. 校区・地区福祉委員
7. 市役所
8. 社会福祉協議会
9. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
10. 病院や開業医など
11. 保健所
12. 子ども家庭センター(児童相談所)
13. 各種の社会福祉施設の相談窓口
14. NPO、ボランティア団体
15. その他(具体的に)
16. 相談する人がいない
17. どこにも相談しない

3 地域活動やボランティア活動についてお尋ねします

問 15 あなたは、ここ数年の間で、次の(1)～(9)の地域活動にそれぞれの程度参加していますか。(1)～(9)のそれぞれについて、1つだけ○)

	1 い心的 に 関 わ っ て 中 に 運 営 等 に 関 わ っ て 中	2 加 け 加 わ っ て 活 動 に は 参 加 し て 中	3 て 活 動 に 関 心 が あ る 程 度 参 加 し て 中	4 自 活 動 が 知 ら な い 程 度 参 加 し て 中
(1) 地域の祭り、盆踊り、地蔵盆など	1	2	3	4
(2) 地域の運動会、スポーツ大会など	1	2	3	4
(3) 地域の清掃活動	1	2	3	4
(4) 地域の防犯・交通安全活動	1	2	3	4
(5) 町会・自治会活動	1	2	3	4
(6) 子ども会活動、青少年育成活動	1	2	3	4
(7) 老人クラブ活動	1	2	3	4
(8) 女性による地域活動	1	2	3	4
(9) 校区・地区福祉委員会活動	1	2	3	4

問 16 へ

問 15の(1)～(9)のいずれかで「1. 企画・運営等」に中心に関わっている」又は「2. 企画運営等」にはかかわっていないが、活動には参加している」と回答した人は、次員の問 16 へお進みください。それ以外の人は、以下の問 15-1 をお答えください。

問 15-1 問 15の(1)～(9)のいずれにも参加していないのは、なぜですか。(○はいくつでも)

1. 町会・自治会等に入っていないから
2. 仕事や家事・育児などに忙しいから
3. 一緒に参加する人がいないから
4. 地域の行事や活動に興味がないから
5. 参加の方法がわからないから
6. 体力的に無理だから
7. 人間関係が難しいから
8. 家族の協力・理解が得られないから
9. 地域でやりたい活動がないから
10. 他の活動に参加しているから
11. この地域に来て、まだ間もないから
12. いずれの活動も知らなかったから
13. その他(具体的に)

問 16 この1年間に、ボランティア活動(NPOやボランティア団体を通じた活動)だけでなく、個人的に行なった活動も含めてください。(Oは1つ)

1. NPOやボランティア団体を通じて、活動したことがある	問 16-1、 問 16-2へ ↑ 問 16-3へ
2. 個人的に、活動したことがある	
3. 1年以上前には活動したことがあるが、この1年間でしていない	
4. これまでボランティア活動をしたことがない	

問 16 で「1. NPOやボランティア団体を通じて、活動したことがある」「2. 個人的に、活動したことがある」と答えた方にお聞きします

問 16-1 それは、どのような内容のボランティア活動ですか。(Oはいくつでも)

1. 高齢者支援に関する活動	2. 障がい者支援に関する活動
3. 子育て支援に関する活動	4. 健康づくり・医療に関する活動
5. 地域の清掃・美化に関する活動	6. まちの活性化に関する活動
7. 防犯・交通安全に関する活動	8. 消防・防災・災害支援に関する活動
9. 自然環境の保護に関する活動	10. 公害防止・リサイクルに関する活動
11. 生涯学習の指導・援助等に関する活動	12. 各種スポーツ指導等に関する活動
13. 青少年育成・支援に関する活動	14. 芸術・文化振興等に関する活動
15. 国際交流・国際協力に関する活動	16. 消費者問題に関する活動
17. 人権・男女共同参画に関する活動	18. 平和の推進に関する活動
19. その他(具体的に)	

問 16-2 ボランティア活動を行っていた理由として、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(Oは1つ)

1. 活動自体が楽しく、興味のあるから	2. 自分や自分の家族に有利になるから
3. 人間関係が広がり、自分の成長につながるから	4. 地域のために役立ちたいから
5. 付き合いで仕方ないから	6. などなく
7. その他(具体的に)	

問 16 で「3. 1年以上前には活動したことがあるが、この1年間でしていない」「4. これまでボランティア活動をしたことがない」と答えた方にお聞きします

問 16-3 それは、どのような理由ですか。(Oはいくつでも)

1. 時間の余裕がないから	2. 体力に自信がないから
3. 人間関係がわずらわしいから	4. 自分にとってメリットがないから
5. 関心がないから	6. どんな活動があるかわからないから
7. 希望する条件に合う活動がないから	8. 窓口がないから
9. きっかけがないから	10. その他(具体的に)

問 17 あなたは、今後、ボランティア活動を行ってみたいですか。(Oは1つ)

1. 組織に入って、活動に参加したい
2. 特に組織には入らず、ボランティア登録をしておいて、求められたときに活動したい
3. 組織に入ったりかボランティア登録をしたりかはせず、できるときに活動したい
4. ボランティア活動はしたくない
5. わからない

問 18 地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。(Oは3つまで)

1. 時間的、経済的にゆとりがあること	2. 家族に病人や、手のかかる子どもがいらないこと
3. 家族の理解が得られること	4. 自分が健康であること
5. 共に活動する仲間や友人がいること	6. 経費(活動費)の支援があること
7. 活動の内容が自分の趣味や特技を生かせる場であること	
8. 自分が活動したいと思う団体が熱心に取り組んでいること	
9. 自分に対する理解や、支援が得られること	
10. 行政が福祉活動を積極的に奨励すること	
11. ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会があること	
12. ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること	
13. その他()	

問 19 次にあげるような「住民の支え合い・助け合いの活動」の中で、「これならやってみよう」といえるもの、できる」というものはありますか。(Oはいくつでも)

1. 食事の支度、後片づけ	2. 洗濯、掃除、片づけ
3. 簡単な繕いもの	4. 簡単な庭の手入れ
5. 簡単な家の修理(日曜大工)	6. ふとん干し
7. ごみ出し	8. 留守番
9. 買い物、お使いの代行	10. 外出時の送迎
11. 通院の付き添い	12. 散歩の付き添い
13. 短時間での子どもの預かり	14. 登下校時の子どもの見守り
15. ペットの散歩	16. 安否確認等の声かけ
17. 話し相手、心配事の相談相手	18. 代筆・朗読
19. 食事の介助	20. 排せの介助
21. 入浴介助の補助	22. 身体の清拭(体の汚れなどを拭き取ること)
23. 衣類の着替えの介助	24. 健康づくりに対する支援
25. その他(具体的に)	
26. 特にない	

問 20 あなたは地域の中で（担い手として）、どのようなことを学んだり、活動したいと思いますか。
 (○は3つまで)

1. 福祉施設見学
2. 車イスの使い方や手話・点字などの講習
3. 高齢者や障がいのある人等との交流
4. 子どもたちの遊び相手
5. 福祉施設で働く人の話を聞く
6. 地域で活動しているボランティアの話を聞く
7. 障がいのある人への対応・介助方法
8. 高齢者との接し方、介助方法
9. 不登校、いじめ、ネットについて学びたい
10. DV（ドメスティック・バイオレンス）について学びたい
11. 在日外国人について学びたい
12. その他（ ）

4 福祉サービスについてお尋ねします。

問 21 行政、福祉施設、NPO・ボランティア団体等が行っている福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。(○はいくつでも)

1. 家族、親族
2. 友人、知人
3. 隣近所の人、町内会・自治会の役員など
4. 民生委員・児童委員
5. 校区・地区福祉委員
6. ケアマネジャー
7. ほんわかセンター（地域包括支援センター）
8. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
9. 市民公益活動センター
10. 市役所の窓口（窓口のチラシも）
11. 市の広報誌「広報とんだばやし」
12. 社会福祉協議会の窓口（窓口のチラシも）
13. 社会福祉協議会の「社協だより」
14. 各種の社会福祉施設
15. 町会・自治会の回覧板
16. まちかどの掲示板など
17. 新聞、雑誌、書籍など
18. テレビ、ラジオ
19. 市のインターネットホームページ
20. インターネット（市のホームページ以外）
21. その他（具体的に）
22. どこからも入手していない

問 22 福祉サービスに関する情報を、内容的にみて、どの程度入手できていると思われるか。
 (○は1つ)

1. 十分に入手できていると思う
2. ある程度は入手できていると思う
3. あまり入手できていないと思う
4. ほとんど入手できていないと思う
5. わからない

問 23 『社会福祉協議会』（社協）について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 名前も知っているし、活動内容も知りたい知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない
3. 富田林市に社会福祉協議会（社協）があるのかわからないが知らない

問 24 『社会福祉協議会』（社協）はどんな組織だと思いますか。(○は1つ)

1. 市役所（行政機関）の一部の組織
2. 市役所の外郭団体
3. 民間の社会福祉法人
4. 住民によって組織されたNPO法人
5. その他（ ）
6. よくわからない

問 25 あなたの住んでいる地域を担当している『民生委員・児童委員』について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 顔も名前も知っている
2. 顔はわからないが、名前は知っている
3. だれが担当なのかわからない
4. 民生委員・児童委員の制度を知らない

問 26 あなたの住んでいる地域の「校区・地区福祉委員会」について、どの程度知っていますか。
 (○は1つ)

1. 活動内容も福祉委員の名前も知りたい知っている
2. 活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている
3. 校区・地区福祉委員会という名称は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
4. 校区・地区福祉委員会があるのかわからないが知らない
5. 校区・地区福祉委員会はない

問 27 あなたの住んでいる地域の「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 活動内容もコミュニティソーシャルワーカーの名前も知りたい知っている
2. 活動内容もコミュニティソーシャルワーカーの名前も少しは知っている
3. コミュニティソーシャルワーカーという名称は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
4. コミュニティソーシャルワーカーの制度を知らない

5 地域の暮らしやすさ・地域づくりについてお尋ねします。

問 28 お住まいの地域は暮らしやすいですか。(○は1つ)
 1. 暮らしやすい 2. どちらかという暮らしやすい
 3. どちらかという暮らしづらい 4. 暮らしづらい

問 29 あなたはお住まいの地域の生活環境をどのようにお考えですか。
 (以下の各項目について、あてはまる番号に○)

項目	良い	やや良い	ふつう	やや悪い	悪い
① 自然環境の豊かさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
② 防犯(犯罪の少なさ)	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
③ 防災(防災組織や避難所)	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
④ 交通の利便性	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑤ 道路の安全性・歩きやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑥ 買い物物の利便さ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑦ 病院・診療所の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑧ 公共施設等の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑨ 集会所やサロン等、交流の場の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑩ 教育・子育て施設等の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑪ 地域でのまとまり(住民同士のまとまりがあるか)	1 ある	2 ややある	3 ふつう	4 あまりない	5 ない
⑫ 地域での住民活動(盛んであるか)	1 盛ん	2 やや盛ん	3 ふつう	4 あまり盛んでない	5 盛んでない

問 30 あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。
 (○は3つまで)

- 1. 災害対策の学習会
- 2. 日頃のあいさつ、声かけや付き合い
- 3. 地域での避難訓練
- 4. 危険箇所の把握
- 5. 地域における援助体制の構築
- 6. 地域の要援護者の把握
- 7. 要援護者に対する情報伝達体制の構築
- 8. 災害ボランティアの育成
- 9. その他()

問 31 災害が起きた時、あなたは誰を頼りにしますか。(○はいくつでも)

- 1. 家族・親族
- 2. 近所の人
- 3. 友人・知人
- 4. 自主防災組織(町内会など)
- 5. 社会福祉協議会
- 6. 行政(市役所など)
- 7. 民生委員・児童委員
- 8. その他()
- 9. 頼りにする人がいない

問 32 これからの富田林市の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。(○は3つまで)

- 1. 健康や生きがいづくりへの支援
- 2. 在宅福祉を支えるサービスの充実
- 3. ボランティアやNPOなどの市民活動への支援
- 4. 住民がお互いに助け合えるまちづくり
- 5. 個人の自立を支援するためのサービスの充実
- 6. 幼稚園・学校などにおける福祉教育
- 7. 福祉サービスの提供に関する情報提供
- 8. 気軽に相談できる人・場の充実
- 9. 気軽に集まれる場の充実
- 10. その他()

◎ 最後に、「共に生き・共に支え合い・だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」についての具体的なアイデア・ご意見がございましたらご記入ください。

- 1 個人、家庭でできること

- 2 地域住民の方の協力でできること、地域で行ってほしいこと

- 3 行政の協力でできること、行政で行ってほしいこと

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。
 平成23年5月20日(金)までに、同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

(2) 福祉活動者

問1 あなたはどんな活動をしていますか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|---------------|--------------|-----------|
| 1. 校区・地区福祉委員会 | 2. 民生委員・児童委員 | 3. ボランティア |
| 4. サークル活動 | 5. その他 () | |

問2 あなたの性別はどちらですか。(どちらかに〇)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3 年齢はおいくつですか。平成23年4月1日現在でお答えください。(〇は1つ)

- | | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 | 4. 40歳代 | 5. 50歳代 |
| 6. 60歳代 | 7. 70歳代以上 | | | |

問4 あなたのお住まいのある小学校区はどちらですか。(〇は1つ)

- | | | |
|-------------|-------------------------------------|-------------|
| 1. 喜志西小学校区 | 2. 喜志小学校区 | 3. 新堂小学校区 |
| 4. 富田小学校区 | 5. 川西小学校区 | 6. 錦部小学校区 |
| 7. 彼方小学校区 | 8. 大伴小学校区 | 9. 東条小学校区 |
| 10. 高辺台小学校区 | 11. 久野喜台小学校区 | 12. 寺池台小学校区 |
| 13. 伏山台小学校区 | 14. 藤沢台小学校区 | 15. 小金台小学校区 |
| 16. 向陽台小学校区 | 校区がわからない方は、お住まいの町名をお書きください。→ [町名:] | |

問5 問4の小学校区での居住年数は何年ですか。(〇は1つ)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1年未満 | 2. 1～5年 | 3. 6～10年 | 4. 11～15年 |
| 5. 16～20年 | 6. 21～25年 | 7. 26～30年 | 8. 31年以上 |

共に生き、共に支え合う福祉のまちをめざして ～福祉活動者意識調査へのご協力をお願いします～

市民の皆さまには、日頃より市政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、富田林市では「富田林市地域福祉計画」の計画期間が平成23(2011)年度に終了します。そこで、次期計画策定に先立ち地域福祉推進の評価を行いたいと考え、日頃より福祉活動に取り組んでおられる人を中心に、アンケート調査を実施することとなりました。この調査は、福祉活動者の皆さんの地域活動などにおける現状や意向についてお聞きし、計画づくりにあたった際の資料とさせていただきます。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。

平成23(2011)年9月

富田林市長 多田利喜

ご記入にあたってのお願い

1. 回答をお願いしている人について
 - ・この調査では、富田林市内において地域福祉活動を行っている関係者に、アンケート調査票を郵送し、回答をお願いすることになりました。
 - ・封筒の宛名の方自身(ご本人)がお答えください。なお、どうしてもご本人による回答が難しい場合は、他の方がご本人のお答えをお聞きの上、代筆していただいても結構です。
2. 回答の仕方について
 - ・回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問にしたがって、あてはまる番号に〇印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。
 - ・回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成23年10月17日(月)までに郵便ポストに投函してください。
3. その他
 - ・調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に利用することは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
 富田林市 子育て福祉部 地域福祉課
 電話: (0721)25-1000 内線 162、ファックス: (0721)23-0121

問6 あなたの居住地域の環境についてどのように感じていますか。(1)から(9)までの各項目について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

	1	2	3	4	5
1. 誰もが住みやすい地域である	1	2	3	4	5
2. 地域の福祉サービスは十分である	1	2	3	4	5
3. 公共施設の利用が便利である	1	2	3	4	5
4. 地域活動が活発である	1	2	3	4	5
5. 子どもの遊び場や公園が充実している	1	2	3	4	5
6. 高齢者が憩える場が確保されている	1	2	3	4	5
7. 緑が多く住み環境が良好である	1	2	3	4	5
8. 治安が良く安心して暮らせる	1	2	3	4	5
9. 今後も住み続けたい地域である	1	2	3	4	5

問7 地域活動への住民の協力状況についてどのように感じていますか。(1)から(6)までの各項目についてあてはまる番号ひとつに○をつけてください。

	1	2	3	4
1. 地域のお祭り	1	2	3	4
2. 地域の運動会などの行事	1	2	3	4
3. 町会・自治会活動	1	2	3	4
4. 防犯活動等	1	2	3	4
5. 子ども会活動	1	2	3	4
6. 近隣の助け合い活動	1	2	3	4

問8 地域で互いに助け合う体制はできていますか。(○はひとつ)

1. 助け合うしくみができている	2. 助け合おうとする雰囲気はある
3. しくみはないし、助け合う雰囲気もない	
4. わからない	

問9 あなたのかかわる相談はどのようなものがありますか。最も多い相談内容から順に3つまで番号を記入してください。

1番多い	2番目に多い	3番目に多い

1. 子どものこと	2. 高齢者のこと	3. 人間関係のこと	4. 健康のこと
5. 経済的なこと	6. 仕事のこと	7. 地域環境のこと	
8. 地域活動のこと	9. その他()		
10. 相談を受けることはほとんどない			

問10 地域住民からの相談を受けて困っていることについて、ご記入ください。

--

問11 現在取り組んでいる地域活動は何ですか。(○はいくつでも)

1. 話し相手・相談相手	2. 家事の手伝い
3. 入浴・外出等の介助	4. 食事サービス
5. 代筆	6. 障がい児の遊び相手
7. 趣味・レクリエーションの指導	8. 交流活動
9. 高齢者関係の施設・団体活動等	10. 障がい者(児)関係の施設・団体活動等
11. 高齢者関係の施設訪問	12. 障がい者(児)関係の施設訪問
13. 生活困窮者への援助活動	14. ひとり親世帯への援助活動
15. 子ども会活動	16. 児童・青少年に関する活動
17. 地域の清掃・美化活動	18. 健康づくりに関する活動
19. 福祉に関する相談活動	20. 福祉に関する情報提供
21. 町会・自治会活動	22. 老人クラブ
23. スポーツサークル	24. 文化・趣味のサークル
25. その他()	

共に生き、共に支え合う福祉のまちをめざして ～福祉関係団体・事業所意識調査へのご協力をお願いします～

市民の皆さまには、日頃より市政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、富田林市では「富田林市地域福祉計画」の計画期間が平成23（2011）年度に終了します。そこで、次期計画策定に先立ち地域福祉推進の評価を行いたいと考え、日頃より福祉活動に取り組んでおられる団体・事業所を中心に、アンケート調査を実施することとなりました。この調査は、福祉関係団体・事業所の皆さんの福祉活動などにおける現状や意向についてお聞きし、計画づくりにあたっての資料とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23（2011）年9月

富田林市長 多田利喜

(3) 福祉団体

(1) 団体を正式名称でご記入ください。

(2) 連絡先（電話番号・E-mail）をご記入ください。
 電話番号：
 E-mail：

(3) 活動部門について、お選びください。
 1.高齢 2.障がい 3.児童 4.その他（ ）

(4) 団体の形態について、お選びください。
 1.社会福祉法人 2.NPO 3.営利法人 4.任意団体 5.その他（ ）

(5) ホームページを開設されている場合、アドレスをご記入ください。

(6) 活動期間について、ご記入ください。
 約 年

(7) 主な活動区域をお選びください。
 1.（ ）地区 2.市域 3.近隣市町村を含む広域 4.大阪府内
 5.近隣府県を含む広域 6.その他（ ）

(8) 貴団体の活動内容について、ご記入ください。

ご記入にあたってのお願い

- 回答をお願いしている人について
 - この調査では、富田林市内における福祉団体・事業所に、アンケート調査票を郵送し、回答をお願いすることにしました。
- 回答の仕方について
 - それぞれの質問に当たって、お答えください。なお、選択肢のない質問では、枠の中心あたりにある内容を具体的に記入してください。
 - 回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成23年10月17日(月)までに郵便ポストに投函してください。
- その他
 - 調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に利用することは決まありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

富田林市 子育て福祉課 地域福祉課
 電話：(072)25-1000 戸籍182、ファックス：(072)25-0121

(9) 貴団体の活動内容の中でも特に地域福祉活動として該当する活動内容について、ご記入ください。

--

(10) 団体等の活動上の問題点・課題について、ご記入ください。

人材確保等
施設・設備等
その他

(11) 災害時要援護者への救助活動や支援について、ご記入ください。

--

(12) 活動に取り組む上での他団体との連携・協力状況について、ご記入ください。

--

(13) 日頃の事業や活動において地域住民との関係について(※1)、ご記入ください。

協力状況
問題点
期待すること

(14) 今後の事業や活動について(※2)、ご記入ください。

地域住民と連携したいこと
コミュニケーションや企業・商店と連携したいこと

(15) 上記※1、※2において、**重**に期待することについて、ご記入ください。

--

(16) 上記※1、※2において、**社会福祉協議会**に期待することについて、ご記入ください。

--

(17) 富田市の福祉水準についてどう評価していますか、以下からお選びください。

1. 高い	2. ある程度高い	3. ぶつう	4. やや低い	5. 低い
その理由について、ご記入ください。				

(18) 富田市の福祉の仕組みについて、お気付きの問題点等ございましたらご記入ください。

--

(19) 第三者評価を実施していますか。

1. している	2. していない
---------	----------

(20) 上記(19)で「1. している」と回答された方にお聞きします。評価結果を公表していますか。

1. している	2. していない
---------	----------

(21) その他、ご自由に意見をお書きください。

--

職種 () 記入者名 ()

ご協力ありがとうございました。

第2期富田林市地域福祉計画

発行年月：平成24年3月

編集・発行：富田林市子育て福祉部地域福祉課

〒584 - 8511 富田林市常盤町1番1号

電話：0721-25-1000（内線282）

FAX：0721-21-4782

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>

E-mail：chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp